# アメリカ合衆国
# （United States of America）

## 通　　信

### Ⅰ　監督機関等

米国では、連邦法と州法及びそれぞれの法律に基づく規制や決定、そして、裁判所による関連判例が通信分野及び放送分野を規律している。連邦レベルでは、連邦通信委員会（Federal Communications Commission：FCC）が「1934 年通信法」（「1996 年電気通信法」により改正。以下、通信法とする）に基づいて、通信・放送分野を所掌しているほか、商務省国家電気通信情報庁（National Telecommunications and Information Administration：NTIA）が大統領の主要諮問機関として情報通信政策に関する大統領への助言や連邦政府用の無線局免許付与と周波数管理等を行っている。また、連邦取引委員会（Federal Trade Commission：FTC）が競争促進政策の推進や消費者保護行政を所掌している。FTC と司法省（Department of Justice：DOJ）は反トラストの観点から、合併案件の審査や、市場支配力の乱用、競争阻害といった反競争的行為への取締りを行う。州レベルでは、各州の公益事業委員会（Public Service Commission/Public Utilities Commission：PSC/PUC）が州内の電気通信事業等の公益事業を所掌している。

#### １　連邦通信委員会（FCC）

Federal Communications Commission

| | |
|---|---|
| Tel. | ＋1 888 225 5322 |
| URL | https://www.fcc.gov/ |
| 所在地 | 45 L Street NE., DC 20554, U.S.A. |
| 幹　部 | Brendan Carr（委員長／Chairman）：共和党<br>Olivia Trusty（委員／Commissioner）：共和党<br>Anna M. Gomez（委員／Commissioner）：民主党<br>（委員／Commissioner）：空席<br>（委員／Commissioner）：空席 |

所掌事務

委員会組織の独立規制機関であり、電気通信・放送分野における規則制定、行政処分の実施を所掌している。FCC の組織と所掌に関しては、主に通信法第 1 条

（連邦通信委員会の設置）、同第 4 条（委員会に関する規定）、同第 5 条（委員会の組織及び機能）に規定されている。また同法には、制定した規則を FCC が定期的に見直すことも規定されている。

FCC の電気通信に関する所掌には、料金（制度を含む）の審理・設定、事業の拡大・縮小・廃業の認可、事業報告書の聴取、会計記録方法の制定、一般調査等がある。なお、州内通信への参入や料金にかかわる規制は各州に設置された PSC/PUC も所掌しているが、無線通信は同法第 301 条により FCC の所掌と規定されており、また、同第 332 条では、州または地方政府が商用移動無線業務や自営移動無線業務にかかわる参入や料金について規制するいかなる権限も持たないと規定している。有線による州際・国際通信及び無線通信に関する FCC の主な所掌事務は以下のとおりである。

・周波数管理（連邦政府用周波数を除く）
・無線局の免許付与及び規制
・州際・国際通信事業者に対する規制

FCC は、準司法機関的性格も有し、係争者による主張や反論に対して聴取したうえで裁定を下す権限が認められている。なお、審理には利害が対立する当事者からの申請や請願を裁定する審判的審理と、規則案を提示し関係者の意見を求めて裁定する規則制定審理がある。規則制定手続の主な流れは次のとおりである。

①規則制定提案告示（Notice of Proposed Rule Making：NPRM）
②利害関係者からの意見書提出（Comment/Reply Comment）
③報告及び命令（Report and Order：R&O）

ただし、FCC が行使しているこの準立法的、準司法的権限に関しては、2024 年 6 月に連邦最高裁判所が行政手続法をより厳格に解釈する判決を下していることから、今後は更なる議論が生じることが見込まれている。

委員会の組織は、上院の助言・同意を得て、大統領が任命する 5 名の委員（Commissioner）で構成され、大統領はそのうち 1 名を委員長（Chairman）に指名する。各委員の任期は 5 年であり、同一政党に属する委員の上限は 3 名である。委員会は、委員長を含む各委員とそのスタッフ並びに次の 7 局（Bureau）と 11 室（Office）によって構成されている。

・7 局
消費者政府関係局（Consumer and Governmental Affairs）
執行局（Enforcement）
宇宙局（Space）
メディア局（Media）
公共安全・国土安全保障局（Public Safety and Homeland Security）
無線電気通信局（Wireless Telecommunications）

有線競争局（Wireline Competition）
・11 室
行政法審判官室（Administrative Law Judges）
通信事業支援室（Communications Business Opportunities）
経済分析室（Economics and Analytics）
工学・技術室（Engineering and Technology）
法務顧問室（General Counsel）
監察長官室（Inspector General）
国際室（International Affairs）
立法関連室（Legislative Affairs）
総務室（Managing Director）
広報室（Media Relations）
職場多様性室（Workplace Diversity）

## ２　商務省国家電気通信情報庁（NTIA）

National Telecommunications and Information Administration

| | |
|---|---|
| Tel. | ＋1 202 482 2000 |
| URL | https://www.ntia.gov/ |
| 所在地 | 1401 Constitution Ave. NW, DC 20230, U.S.A. |
| 幹　部 | Arielle Roth（情報通信担当商務次官補兼NTIA長官／Assistant Secretary of Commerce for Communications and Information and NTIA Administrator） |

所掌事務

「機構改革計画第 1 号」（1977 年 10 月）及びそれを実施する「大統領命令第 12046 号」（1978 年 3 月）に基づき、商務省（Department of Commerce : DOC）の内部部局として 1978 年 4 月に設置された。同庁は、国内及び国際情報通信政策における大統領の主要諮問機関である。長官は、上院の同意を得て、大統領により任命される。国家の情報通信基盤の維持・発展を促すために、主に以下を所掌する。

・情報通信政策と規制に関する大統領への助言
・FCC 規則制定過程での連邦政府を代表しての意見表明
・情報通信政策の策定（連邦政府用周波数の有効利用等）
・連邦政府用の無線局免許付与と周波数管理
・電気通信科学研究所（Institute for Telecommunications Science : ITS）における電気通信の研究開発と連邦システムの調査・評価
・米国の経済的・技術的進展及び通信産業の規制に関連する政策の開発・策定

NTIA は、特に個別の法律による授権がない限り、政策を最終的に決定する権限や規制する権限は有していない。他方、最近では、上記等の権限に基づき、先端技術やプライバシー、ソフトウェアのセキュリティといった、規制には至らないまでも無視はできない分野に関して、規制の前段階の調査を行うといった役割も増えている。また、最近では、ユニバーサルなブロードバンドを実現する数百億 USD 規模の連邦補助金事業において、州等への資金配分の方針決定やプロジェクトの運営管理を担当する等その役割は更に拡大されている。

### ３　連邦取引委員会（FTC）

Federal Trade Commission

| | |
|---|---|
| Tel. | ＋1 202 326 2222 |
| URL | https://www.ftc.gov/ |
| 所在地 | 600 Pennsylvania Avenue, NW, DC 20580, U.S.A. |
| 幹　部 | Andrew N. Ferguson（委員長／Chair）：共和党<br>Mark R. Meador（委員／Commissioner）：共和党<br>（委員／Commissioner）：空席<br>（委員／Commissioner）：空席<br>（委員／Commissioner）：空席 |

所掌事務

シャーマン法、クレイトン法及び FTC 法からなる反トラスト法（Antitrust Law）及び関連法に基づく競争促進政策の推進や消費者保護関連各法に基づく消費者保護等を目的とする執行機関で、委員会形式の独立機関である。

FTC は、上院の助言・承認を経て、大統領が任命する 5 名の委員により構成され、大統領はそのうち 1 名を委員長として指名する。各委員の任期は 7 年で、同一政党に属する委員の上限は 3 名とされている。

電気通信分野における主な規制分野として、テレマーケティング、個人情報の保護、スパムメール等があり、モバイルコマースやオンライン行動ターゲット広告分野についても関心を高めている。

その他、ソーシャルメディア等の大手テクノロジー企業による市場支配力乱用を通じての競争阻害に関しても取組みを行っており、2020 年 12 月には、州検事総長グループと共に、フェイスブック（Facebook、現メタ（Meta））の個人向け SNS 市場における違法な市場独占の維持や、過去の競合企業の買収案件（インスタグラム（Instagram）、ワッツアップ（WhatsApp））に関する反トラスト訴訟を連邦地方裁判所に提訴した。2021 年 6 月に同裁判所は本訴訟棄却を求めるフェイスブックの主張を認める判決を下したが、FTC に対して訴状を再提出する機会も提供、FTC は同年 8 月に修正した訴状を再提出した。同裁判所は、2022 年 1

月に本件訴訟を進める判断を下しており、2025 年 11 月には FTC が同社による市場独占の立証に失敗したとしてメタの主張を支持する判決を下した。また、2023 年 9 月には、17 州の検事総長と共に、アマゾン（Amazon）の EC サイトにおける排他的行為による違法な独占の維持に関して反トラスト訴訟を連邦地方裁判所に提訴した。

### ４　司法省（DOJ）

Department of Justice

| | |
|---|---|
| Tel. | ＋1 202 514 2000 |
| URL | https://www.justice.gov/ |
| 所在地 | 950 Pennsylvania Avenue, NW, DC 20530-0001, U.S.A. |
| 幹　部 | Pamela Bondi（司法長官／Attorney General）<br>Todd Blanche（副司法長官／Deputy Attorney General）<br>空席（反トラスト局長／Assistant Attorney General） |

所掌事務

連邦法の順守を司法的手段により確保する機関である。電気通信分野は、主に反トラスト局（Antitrust Division）が所掌している。反トラスト局の電気通信分野における活動の事例として、1974 年の対 AT&T 反トラスト訴訟が挙げられる。これは、1984 年に AT&T の再編をもたらし、米国の電気通信産業を大きく変化させることになった。

また、2011 年 8 月、AT&T と T-モバイル USA（現 T-モバイル US（T-Mobile US））の合併差止めの提訴を実施、AT&T は同社買収を断念した。2013 年 6 月には、日本のソフトバンクによるスプリント（Sprint）の買収を承認し、2013 年 7 月に買収が完了した。更に、2019 年 7 月には、T-モバイル US と、スプリントの合併を条件付きで承認した。

他方、2016 年 10 月に発表された AT&T とタイムワーナー（Time Warner）の合併について、DOJ は合併を阻止すべく提訴したが、連邦地裁及び連邦控訴裁判所において DOJ の訴えは退けられ合併は承認された。

これら企業統合の審査以外にも、最近では、大手テクノロジー企業による市場支配力乱用を通じての競争阻害についても取組みを行っており、2020 年 10 月、共和党系 11 州と共に、グーグル（Google）がインターネット検索市場やオンライン広告の独占を維持するために反トラスト法に違反したとして、連邦地裁に提訴した。本件に関して、同裁判所は 2024 年 8 月、同市場におけるグーグルの独占性を認める判断を下し、2025 年 9 月には、DOJ が求めるブラウザ Chrome 売却や事業分割は認められなかったものの、検索データの一部を競合他社と共有すること等の是正措置が命じられ、12 月に最終決定が下された。また、DOJ は 2023

年1月には、カリフォルニア州等8州と共に、グーグルがデジタル広告技術の独占を行い反トラスト法に違反したとして、同社を連邦地裁に提訴、2025年4月には同裁判所でグーグルによる違法な広告市場の独占を認める判決が下され、是正措置の検討が行われている。DOJは別途、2024年3月にアップル（Apple）によるアプリストア運営を含むスマートフォン市場等の独占は違法として16の州及びワシントンDC（後に4州追加）と反トラスト訴訟を連邦地裁に提訴した。

### ５　国土安全保障省（DHS）

Department of Homeland Security

| | |
|---|---|
| Tel. | ＋1 202 282 8000 |
| URL | https://www.dhs.gov/ |
| 所在地 | U.S. Department of Homeland Security Washington, D.C. 20528, U.S.A. |
| 幹　部 | Kristi Noem（長官／Secretary） |

所掌事務

2001年9月11日の同時多発テロを受け、2002年11月に成立した「国土安全保障法（Homeland Security Act of 2002）」に基づき、税関局、財務省の要人警護組織、移民局、運輸省の沿岸警備隊等8連邦省庁22部局を統合してDHSが設立され、2003年1月24日から正式に業務を開始している。

DHSは、通信分野を含む、重要インフラ防護対策を総括する役割を担っている。2006年に策定、2013年に大統領命令（PPD-21）を受けて改定された「国家インフラ防護計画（National Infrastructure Protection Plan：NIPP）」では、16の重要インフラ分野を指定している。

2018年11月16日、DHSの国家保護・プログラム総局（National Protection and Programs Directorate：NPPD）のミッションを継承する新たな外局としてサイバーセキュリティ・インフラストラクチャ・セキュリティ庁（Cybersecurity Infrastructure Security Agency：CISA）が発足した。CISAは、連邦民間政府機関のサイバー防衛及び政府・産業界のパートナーと連携した重要インフラ保護を主な任務としている。

### ６　その他の関連機関

（１）議会（Congress）

連邦議会は、立法機関として、電気通信関連法令の制定により米国の電気通信の基本的枠組を設定するほか、行政機関に対する予算割当を含む監督権限を持つ。提出された電気通信関連法案は、情報通信政策を所掌する上院の商業・科学・運輸委員会（Senate Committee on Commerce, Science, and Transportation）及び同電気通信・メディア小委員会（Subcommittee on Telecommunications and

Media)、下院のエネルギー・商業委員会（House Committee on Energy and Commerce）及び同通信・技術小委員会（Subcommittee on Communications and Technology）を中心に審議される。

議会はその立法権のほか、行政組織の決定や個々の行政の監督等について広範な権限を持つ。また、FCC の委員や省庁幹部職員の指名・任命は大統領が行い、上院の承認を必要とする。

（２）大統領府（Executive Office of the President）

その他、関連する政策立案・調整を行う組織としては、大統領府の下に科学技術政策局（Office of Science and Technology Policy：OSTP)、行政予算管理局（Office of Management and Budget：OMB)、国家安全保障会議（National Security Council：NSC)、国家サイバー長官室（Office of National Cyber Director ：ONCD）等がある。

・科学技術政策局（OSTP)。OSTP 局長は大統領に対し科学技術政策について助言を行う閣僚レベルの役職となる。また、大統領科学技術諮問委員会（President's Council of Advisors on Science and Technology：PCAST）共同議長も務める。OSTP には、連邦政府最高技術責任者（Chief Technology Officer：連邦 CTO）が設置されている。

－連邦 CTO。2009 年に新設。連邦 CTO の使命は、大統領と政権がテクノロジー、データ、イノベーションの力を活用し、米国の未来を前進させるのを支援することであり、CTO チームは、この使命をサポートする連邦政策、イニシアチブ、能力、投資の形成を支援するとともに、新たな発見や技術に付随し得る結果を予測し、それに対する予防策にも取り組んでいる。

・行政予算管理局（OMB)。各省庁から要求される連邦政府予算に基づいて政府予算案を作成するほか、連邦政府機関の電子政府施策や情報技術（IT）システム現代化、サイバーセキュリティ強化等の推進も担当、連邦政府機関のこれら適合状況を監督している。OMB には、連邦政府最高情報責任者（Federal Chief Information Officer：連邦 CIO）及び連邦政府最高情報セキュリティ責任者（Federal Chief Information Security Officer：連邦 CISO）が設置。

－連邦 CIO。2009 年に新設。連邦 CIO は、連邦政府内システムの相互運用性や情報共有の確保、情報セキュリティとプライバシー確保のため、エンタープライズアーキテクチャの構築、監督も行う。

－連邦 CISO。2016 年 9 月に新設。

・国家サイバー長官室（ONCD）

－国家サイバー長官（National Cyber Director)。国家サイバー長官室は、「2021 会計年度国防授権法（National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2021：NDAA 2021)」によって設立された組織で、その長となる国家サイバー長官は、

大統領に対してサイバーセキュリティ政策及び戦略に関して助言を行う。

（３）農務省ルーラル開発局（Department of Agriculture, Rural Development : RD）

主な役割は、ルーラル地域の居住者が、都市部の居住者と同様に電気、電話、水道サービスを受けられるように援助することにある。

RD は「電気通信プログラム」を通じて、通信基盤整備のための資金貸付等を行い、電気通信基盤整備を行っている。1995 年以降は、ブロードバンドサービスも支援対象となっている。また、ルーラル公益事業局（Rural Utility Service : RUS）がルーラル地域の開発関連政策の立案等を担っている。

農務省は 2019 年 4 月にルーラル地域のブロードバンドサービス提供を支援する「ReConnect 融資・補助金プログラム」を開始した。資金は、補助金、低金利融資、補助金と融資が 50%ずつという三つの形式で、ブロードバンドサービスが提供されていない地域でのインフラ構築に対し支給され、これまで同プログラムを通じておよそ 50 億 USD 以上が投資されている。

（４）州公益事業委員会（Public Service Commission/Public Utilities Commission : PSC/PUC）

PSC/PUC が各州に設置されている。州法により、組織、所掌範囲、規制手続等が規定されている。その規制の対象は公益事業全般にわたり、電気通信事業、ケーブルテレビ事業のほか、電気、ガス、水道、陸運、水運、航空等が含まれる。PSC/PUC の組織構成は州によって異なるが、委員は最大 7 名により構成されている。委員会の職員数も幅が大きく、小規模なものは 20 名程度、大規模なものでは 1,000 名に上る。

## Ⅱ　法令

電気通信分野の法律としては、「1934 年通信法」があり、それを受けて「FCC 規則（FCC Rules and Regulations）」が制定されている。同規則は連邦規則集（Code of Federal Regulations : CFR）第 47 編電気通信に収められている。

### １　1934 年通信法（Communications Act of 1934）

1934 年に制定された電気通信事業に関する根拠法である。同法により、州際通商委員会（Interstate Commerce Commission : ICC）が保有していた電気通信事業者に対する規制権限と、連邦無線通信委員会（Federal Radiocommunication Commission : FRC）が保有していた無線通信に対する免許付与権限、公衆電気通信事業の規制と放送事業の規制が統合され、FCC が設立された。

### ２　1996 年電気通信法（Telecommunications Act of 1996）

1996 年 2 月、「1934 年通信法」を大幅に改正する「1996 年電気通信法」が成立した。この改正では、電気通信、放送、ケーブルテレビ等の市場における競争

を促進することを目的に、市内通信事業者による長距離通信市場への参入及び長距離通信事業者等による市内通信市場への参入、電気通信事業者によるケーブルテレビサービスの提供、放送局所有等に関する従来の規制の緩和を図っている。また、電気通信事業者の相互接続要件、ベル系地域通信事業者（Regional Bell Operating Company：RBOC）が長距離通信を提供する場合等の分離子会社要件等の規定による公正な競争環境の整備のほか、ユニバーサルサービス条項により電気通信の高度化に伴う公共性の確保も考慮する等、その規定は広範囲にわたっている。同法の主な内容は以下のとおりである。

（１）通信法の構成

第Ⅰ編　総則（改正）*

第Ⅱ編　電気通信事業者

第１章　公衆電気通信事業者の規制（改正）

第２章　競争市場の発展（新設）

第３章　RBOC に関する特別規定（新設）

第Ⅲ編　無線に関する規定

第１章　総則（改正）

第２章　船舶の無線設備及び無線従事者（改正）

第３章　対価を得て乗客を運ぶ船舶の無線設備（改正）

第４章　公衆電気通信設備に対する支援、電気通信技術の実験、公共放送機構の所掌

第Ⅳ編　司法手続及び行政手続に関する規定（改正）

第Ⅴ編　罰則－課徴金

第Ⅵ編　ケーブル通信

第１章　総則（改正）

第２章　ケーブルチャンネルの使用及びケーブル所有の制限（改正）

第３章　フランチャイズの付与及び規制（改正）

第４章　雑則（改正）

第５章　電気通信事業者による映像番組配信サービスの提供（新設）

第Ⅶ編　雑則（改正）

*各章の「改正」は、条項の新設によるものも含む。

（２）主要規定

| 規定事項 | 条項 |
|---|---|
| 定義に関する規定 | 第3条　定義 |
| FCCに関する規定 | 第4条　委員会に関する規定<br>第5条　委員会の組織及び機能 |

| | |
|---|---|
| | 第6条　予算の授権 |
| 料金に関する規定 | 第201条　サービス及び料金<br>第202条　差別及び優遇<br>第203条　料金表<br>第204条　新しい料金の適法性についての聴聞、停止<br>第205条　公正かつ合理的な料金を指定するFCCの権限 |
| 線路敷設権に関する規定 | 第214条　線路の延長<br>第224条　電柱添架の規制 |
| 相互接続 | 第251条　相互接続 |
| 相互接続協定の締結・認可 | 第252条　交渉、仲裁及び協定の承認の手続 |
| ユニバーサルサービス | 第254条　ユニバーサルサービス |
| RBOCによるLATA*間サービス規定 | 第271条　RBOCのLATA間サービスへの参入 |
| RBOCに課されている要件 | 第272条　分離関連会社：保障措置 |
| RBOCによる通信機器の製造、電子出版、警報監視サービス | 第273条　RBOCによる製造<br>第274条　RBOCによる電子出版<br>第275条　警報監視サービス |
| 外資規制 | 第310条　免許の所有及び移転についての制限 |
| 電気通信事業者・ケーブルテレビ関係 | 第651条　映像番組配信サービスの規制上の取扱い<br>第652条　買収の禁止<br>第653条　オープンビデオシステムの設置 |

* LATA（Local Access and Transport Area）：RBOC の業務区域

なお、1996 年電気通信法成立以降も、1934 年通信法を改正する個別の関連法案は多数成立している。

**３　1962 年通信衛星法**（Communications Satellite Act of 1962）

ケネディ大統領（当時）が 1961 年に発表した「米国の通信衛星政策に関する声明」に基づき制定された。同法では、商業通信衛星システムの導入を規定しており、同法により 1962 年に民間衛星通信会社コムサット（COMSAT）が設立された。

## Ⅲ　政策動向

### １　免許制度

（１）認証制度

1996 年改正により導入された通信法第 214 条「線路の延長」の規定により、「電気通信事業者（Telecommunications Carrier）は、電気通信サービス提供用の線路を敷設することが、公共の便宜及び必要に資することについて、FCC の認証（Certificate）を取得しなければ、当該線路を建設してはならない」と規定されている。また、「電気通信事業者」は、「電気通信サービスを提供するいかなる者」をも含むものと定義された。無線通信事業者は、これに加えて同第 309 条に規定される無線局の免許を取得しなければならない。FCC は、これら法律の規定に基づいて、詳細な手続を規制または規制の適用差控え等を通じて定めている。

（２）相互接続義務

1984 年の AT&T の地域事業者分離以降、長距離通信市場の競争は進展したが、市内通信市場での競争は進展しなかった。そこで、市内通信市場での競争促進のために、公正な条件での相互接続の確保が必要不可欠であるという認識から、既存市内通信事業者（Incumbent Local Exchange Carrier：ILEC）に対する相互接続義務と接続協定の仲裁手続について通信法により制度整備が実施された。通信法第 251 条では、すべての電気通信事業者に対して、相互接続義務が課されている。加えて、ILEC に対しては、追加的義務として、指定されたアンバンドルされたネットワーク構成要素（Unbundled Network Elements：UNE）を競争的市内通信事業者（Competitive Local Exchange Carriers：CLEC）に対して提供することが義務付けられている。なお、同条に関する規則として、FCC は、1996 年 8 月に「相互接続規則」を制定した。同規則については、ILEC 等から行政裁判が起こされ、コロンビア特別区巡回区米国控訴裁判所（The United States Court of Appeals for the District of Columbia Circuit：D.C. Cir.）による差戻判決の結果、2003 年には光ファイバに関する UNE 義務のかなりの部分が撤廃された。その後、市場環境の変化に鑑み、数次にわたる規制緩和手続を経て、FCC は、2020 年 10 月、デジタル信号（Digital Signal：DS）を伝送するデジタル銅線ループ等について規制の見直しを行い、競争のある郡での DS1（帯域幅 1.544Mbps）、DS3（同 44.736Mbps）ループや、都市部等での DS0 ループ、すべての残存するナローバンド音声級ループや、競争のある回線センターでのダークファイバ局間伝送路等へのアクセスのアンバンドル義務を廃止している。

（３）外資規制

外資規制関連法としては、すべての外国企業に適用するいわゆるエクソン・フロリオ条項（Exon-Florio Provision）及び電気通信サービスを提供する米国企業を取得・合併・買収する外国企業に適用する通信法の二つがある。

エクソン・フロリオ条項は、国家安全保障の観点から外国資本による投資に対する規制を行うものである。同条項は、「1988 年包括貿易・競争力法」が「1950 年国防生産法」第 721 条を修正する形で成立し、その後、「2007 年外国投資安全保障法」（2007 年 10 月施行）によって改正され、審査基準項目の追加や情報分析活動の強化が盛り込まれた。

他方、通信法第 214 条は、参入する外国企業の審査に関して規定し、同第 310 条では外国企業による無線局免許の取得に関して規定している。なお、同第 214 条及び第 310 条は電気通信サービスを提供する米国企業を取得・合併・買収する外国企業に対して適用される場合がある。外国企業による無線局免許の取得制限は以下のとおりである。

・外国政府、外国人、外国人が役員である会社及び外資比率が 20%（直接投資の上限）を超える会社に対しては無線局免許が付与されない。

・FCC の認定により、外国人が役員である会社もしくは外資比率が 25%（間接投資の上限）を超える会社の子会社に対しては無線局免許を付与しない。

・間接投資の場合は、相手国の市場開放度に応じて、また、公共の利益に合致すると判断した場合、FCC は上限を上回る投資を認める裁量権を持つ。

FCC は、2013 年 11 月に、公衆電気通信事業者にかかる外資所有率規制を採択する決定を実施した。具体的には、外資が経営に関与しない米国組織を通じて公衆電気通信事業者を所有している場合には、一律に外資比率 20%までの制限を適用せず、事例ごとに公益性の審査を実施し、外資所有が公益に一致していると判断される場合には外資所有率規制を適用しないというものである。

第 1 期トランプ政権（当時）は、2020 年 4 月、外国からの電気通信サービス業への参入について評価する「米国電気通信役務部門への外国参入査定委員会」を新設する大統領命令（第 13913 号）に署名。これは、これまで非公式な省庁間グループとして活動していたいわゆる「チームテレコム」を成文化し、その手続等を定める内容。外国の脅威から電気通信業界を守ることで、FCC が交付する免許類に対する外国組織からの申請の却下、条件付加・変更、取消し等を勧告する。これを受け、FCC は 9 月、米国での事業展開を望む外資企業に対する国家安全保障審査の迅速化・標準化を進める案を全会一致で承認している。また、チームテレコムは司法省に設置され、通信事業免許の取得や移転の申請といった取引を対象とするのに対し、国家安全保障の懸念を生じさせる外国からの直接または間接投資の取引（不動産取引や企業買収等）を審査する省庁間委員会「対米外国投資委員会（Committee on Foreign Investment in the United States：CFIUS)」が財務省に設置されている。CFIUS に関しては、2018 年 8 月、その審査対象を拡大し同委員会の権限を強化する立法も成立している。

## ２　競争促進政策

（１）長距離通信事業者と地域通信事業者の変遷

1984 年に旧 AT&T は七つの RBOC に分割された。その後、RBOC 内だけでなく競合する通信事業者も巻き込んで買収や合併を経ておおむね 3 社に再編されている。なお、センチュリーリンク（CenturyLink、現ルーメン（Lumen Technologies））は、2021 年 8 月、その固定電話事業の一部（20 州）を投資会社アポログローバルマネージメント（Apollo Global Management）の子会社が管理する基金アポロファンズ（Apollo Funds）に売却することに合意したと発表、この取引は 2022 年 10 月に完了し、アポロ傘下の新たな事業者としてブライトスピード（Brightspeed）が業務を開始している。

（２）移動体通信事業者間の合併審査

全国規模の移動体通信事業者は、AT&T コミュニケーションズ（AT&T Communications）、ベライゾンワイヤレス（Verizon Wireless）、T-モバイル US となっている。

2018 年 4 月に、市場シェア第 3 位の T-モバイル US は、第 4 位のスプリントの買収に合意したと発表し、2019 年 7 月には DOJ、11 月には FCC より合併承認された。民主党系の複数の州規制当局による買収阻止訴訟があったものの、連邦地裁判決を受けて、2020 年 4 月に買収が完了した。

**３　情報通信基盤整備政策**

（１）ユニバーサルサービス制度の概要と制度改革

ユニバーサルサービスの制度枠組は、通信法第 254 条に規定されており、FCC 規則により詳細規定が定められている。ユニバーサルサービスの対象範囲は、公衆交換網への音声サービス（一般の電話サービス）、2 周波トーン信号（プッシュホン）機能を有するサービス、911 及び E911 を含む緊急通報サービス、オペレータサービス、長距離通信サービス、電話帳及び番号案内、学校・図書館、ルーラル地域の医療機関への高度電気通信サービスとなっており、「高度サービスへのアクセス」を考慮するよう規定されている。これらのサービスを対象に、FCC 規則に基づき、ユニバーサルサービス基金（Universal Service Fund：USF）が設立された。同基金は、州際・国際通信サービス提供事業者（長距離通信事業者、移動体通信事業者、衛星通信事業者、IP 電話事業者等）による負担金によって維持され、ユニバーサルサービス管理会社（Universal Service Administrative Company：USAC）が管理・運用している。

同基金により、①高コスト地域支援、②低所得層支援、③学校・図書館支援、④ルーラル地域の医療機関支援の四つを柱とする支援プログラムが実施されている。なお、USF からの支援は、FCC や各州が指定する適格電気通信事業者（Eligible Telecommunications Carrier：ETC）のみが受けることが可能である。

USF の枠組みに関しては、保守系非営利団体のコンシューマーズリサーチ

（Consumers’ Research）から、通信法第 254 条に基づく FCC への授権と USAC への再授権は FCC に立法権限を認めるもので、憲法に違反する課税であるとして複数の裁判所で訴訟が提起された。これら訴訟は、最終的に、最高裁判所の判断に委ねられ、最高裁は 2025 年 6 月、USF 拠出制度の合憲性を支持する判決を下した。賛成 6、反対 3 で下された判決で多数意見を執筆したエレナ・ケイガン判事は、議会が FCC による USF 実施のための十分な指針と規制枠組を提供しており、かつ FCC が実施権限を民間団体に不適切に再委任していなかったことから、USF は「公的委任禁止の原則」または「私的委任禁止の原則」に違反しないと説明。「議会と FCC は約 30 年にわたりユニバーサルサービスプログラムの確立に取り組み、より完全に接続された国を実現してきた」としたうえで、その過程で権力分立は完全に維持されてきたとした。

（２）高コスト支援プログラム

当初、USF の高コスト地域支援プログラムは、不採算地域で固定電話サービスの赤字補てんのために利用されてきたが、FCC は、2011 年 10 月に同基金をブロードバンドサービスの普及促進に充てる決定を採択した。

これにより、10 年間かけて既存のすべての高コスト地域支援を、遠隔地域のブロードバンド網整備とモバイルサービス高度化のために新設される「コネクトアメリカ基金」からの支援に置き換え、また、同基金から資金が拠出される「モビリティ基金」により 3G 及び 4G サービス拡大を支援することになった。

コネクトアメリカ基金では、新たな支援体制が整うまでの期間、サービス未提供地域でのブロードバンドネットワーク構築支援に年間最大 3 億 USD を割り当てる第 1 段階と、大手事業者による音声及びブロードバンドに対応するネットワーク構築を支援する第 2 段階が設定された。第 2 段階では、FCC から提案される支援を大手事業者が拒否する場合、その残額は他の希望する事業者にリバースオークションで割り当てられることが決定された。

FCC は、第 1 段階支援として、2012～2014 年まで、合計 4 億 USD を実際に割り当てた。FCC は 2015 年に、第 2 段階支援として大手事業者に年間 16 億 7,500 万 USD を 10 年間にわたって交付することを提案し、大手事業者は、年間 15 億 USD の支援を受け入れた。FCC は 2018 年、ここで生じた差額を割り当てるリバースオークションを実施、総額 14 億 8,800 万 USD を 103 者に割り当て、45 州のサービス未提供地点 71 万 3,176 か所を対象とする支援が 10 年間にわたって交付されている。

2020 年 2 月、FCC は、このコネクトアメリカ基金の後継となる枠組みとして、今後 10 年間で最大 204 億 USD をブロードバンド展開支援に割り当てる「ルーラルデジタル機会基金（Rural Digital Opportunity Fund：RDOF）」を設置した。FCC は、同年 10 月から 11 月にかけて 160 億 USD を割り当てる第 1 段階のリ

バースオークションを実施し、180 者が総額 92 億 USD 超を獲得した。

ただし、その資金の交付は、FCC が定めるブロードバンド要件を満たすことが条件となっており、FCC は、2022 年 8 月、同オークションで最大となる 13 億 USD 超を獲得した LTD Broadband、そして、同 4 位となる 8 億 USD 超を獲得した SpaceX の補助金申請を却下したことを発表した。

（３）モビリティ基金からルーラルアメリカ 5G 基金への移行

FCC は、2012 年 9 月にモビリティ基金の第 1 段階として、移動体通信サービスの提供範囲が全国平均を下回る地域で 3G/4G の移動体通信基盤構築を支援する一回性の資金として合計 3 億 USD を交付するリバースオークション方式による入札を実施し、33 者が総額 2 億 9,999 万 USD を落札した。FCC は、ここで残った未整備地域に関して、2017 年 2 月にモビリティ基金第 2 段階にかかる命令を採択し、総額 4 億 5,300 万 USD をリバースオークションを通じて交付することとなっていた。しかし、FCC は、同支援を提供する地域をより現実に即した手法で選定する必要があること等を踏まえ、2019 年 12 月、この手続を廃止して、5G 整備を促進し、地方の高速接続をサポートする 90 億 USD 規模の「ルーラルアメリカ 5G 基金」を新たに設立する意向を表明。2020 年 10 月には 5G 基金を設立する決定を採択、公表した。2023 年 9 月には、5G 基金制度を見直す手続を開始、これを受けて、FCC は、2024 年 9 月、第 2 次決定を採択、公表した。ここでは、第 1 段階として今後 10 年間で総額 90 億 USD をリバースオークションにより割り当て、受給者に対してサイバーセキュリティ及びサプライチェーンのリスク管理計画の実行を義務付けるとともに、オープン無線アクセスネットワーク（Radio Access Network：RAN）技術をネットワークに利用する受給者を優遇する枠組み等を定めた。

（４）ライフラインプログラム

2016 年 3 月、FCC は「ライフラインプログラム」を現代化する計画を採択した。同プログラムは 1985 年に創設されたプログラムで、連邦政府の支援プログラムを受給する低所得者の固定電話の利用に対して助成金を出す。2008 年には移動電話の通話サービスも助成対象に加えられ、現在は、ブロードバンドサービスも助成対象としている。

（５）E-rate プログラム

FCC は、2014 年 7 月に E-rate プログラムの改革にかかる命令を採択し、E-rate プログラムにより学校内の Wi-Fi 接続整備を支援、すべての学校と図書館を高速ブロードバンドサービスに接続、E-rate プログラムの財務的な安定性確立、という三つの取組みを行うことを決定した。

FCC は、2023 年 10 月、E-rate プログラムを拡大し、スクールバスが搭載する Wi-Fi アクセスポイントも支援の対象とする宣言的裁定を採択、公表した。2024

年 7 月にはそのための規則を修正する決定を採択、公表している。また、E-rate プログラムに関しては、2024 年 6 月、学校・図書館向けサイバーセキュリティサービス及び機器購入を支援するため総額 2 億 USD を提供するパイロットプログラムを創設する決定を採択、公表した。しかし、FCC は 2025 年 9 月に採択、公表した宣言的裁定において、スクールバス Wi-Fi を支援対象から除外することを決定した。

（６）すべての米国民を安価で信頼できる高速インターネットにつなげる取組み

米国では、2020 年 3 月以降、感染が拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策の一環として、複数のブロードバンド支援策が実現している。特に、「インフラ投資・雇用法」は、すべての米国民を安価で信頼できる高速インターネットにつなげる目標を達成するために 650 億 USD の資金を提供した。このうち、NTIA には 482 億 USD が割り当てられ、六つのブロードバンドプログラムが新設された。その中でも最大規模となるのが、サービス未提供地域でブロードバンドインフラの展開と導入を計画、支援する各州のプロジェクトに合計 424 億 5,000 万 USD を配分するブロードバンド衡平性・アクセス・配備（Broadband Equity, Access, and Deployment：BEAD）プログラムとなる。

（７）米国創成アジェンダ

FCC ブレンダン・カー委員長は 2025 年 7 月、新たな成長と機会を解き放つため、規制改革を軸として、FCC 内部業務の合理化とネットワーク建設を促進するというアイデアを組み合わせた「米国創成アジェンダ（Build America Agenda）」計画の概要を説明した。米国創生アジェンダは、①ブロードバンドインフラ構築、②更なる周波数の開放、③米国宇宙経済の後押し、④非合法・時代遅れ・不要な規則や規制を廃止する脱官僚主義、⑤国家安全保障と公共安全の推進、⑥鉄塔作業員等の安全な職場環境確保と賃上げによる米国労働力育成、という六つの優先課題を掲げている。FCC は、この計画の下、有線及び無線インフラ構築を加速化するための取組みを行っている。

**４　ICT 政策**

（１）ネットワーク中立性に関する議論

オバマ大統領（当時）は、ネット中立性と呼ばれる上位レイヤサービスの非差別的な伝送を確保するための規則整備を後押ししていたため、FCC では、2009 年から「オープンインターネット規則」の策定によるネット中立性の規則整備を進めた。電気通信事業者が D.C. Cir.に提訴し、同規則は 2014 年の判決で FCC が敗訴した。

これを受け、FCC では、2015 年 2 月に新たなオープンインターネット規則を公表した。同新規則では、ブロードバンドインターネットアクセスサービス（BIAS）を通信法第 2 編の規制が適用される電気通信サービスに分類することで、FCC の

規制権限下に置き、特定のアプリケーションやサービスの伝送をブロックするブロッキング、伝送速度に制限を加えるスロットリング、有料で特定の伝送を優先化する有料優先措置の三つを明示的に禁止した。また、BIAS を提供する事業者によるコンテンツ等の不当な妨害または不当に不利な取扱いを禁止する一般行為規則を設け、その違反行為については、その都度、判断すること等を定めた。

これら規則を含む FCC 決定に対して、ブロードバンド事業者等から D.C. Cir. に提訴されたが、2016 年 6 月に D.C. Cir.は FCC のネット中立性規則が合法であるとの判決を下した。なお、原告側は同判決を不服として上告したが、2018 年 11 月に最高裁はその訴えを棄却する判断を下した。

アジト・パイ FCC 委員長（当時）は、オープンインターネット規則の再検討に取り組み、2017 年 12 月に、「インターネットの自由の回復（Restoring Internet Freedom）」にかかる決定を採択、2018 年 6 月に発効した。同決定では、BIAS を情報サービスに再度分類することで規制対象から除外した。また、スロットリング、有料優先措置、ブロッキングの三つを禁止する規制も廃止し、一般行為規則も廃止、公式の苦情処理手続についても廃止した。透明性については、2015 年の規制を緩和し、2010 年の規則の水準まで戻した。なお、この FCC 決定について、2018 年 1 月に、22 州等の検事総長等が訴訟を D.C. Cir.に提起したが、2019 年 10 月、D.C. Cir.は、FCC の決定を概ね支持する判断を下した。ただし、D.C. Cir. は、FCC が 2018 年命令よりも更に厳格な規則や要件を課すことを州に禁止したいわゆる「先占指令（Preemption Directive）」を発行する法的権限を FCC は示していないと判断、2018 年決定の当該部分を無効化し、また、2018 年決定における公共安全、電柱添架、低所得層支援プログラムの三つに関して FCC は十分な分析を行っていないとして FCC に差し戻した。原告側は、2020 年 7 月、D.C. Cir. 判決を最高裁判所に上告することを断念する意向を明らかにした。

バイデン政権（当時）下の FCC は、2024 年 4 月にネット中立性規則を回復する決定を採択、5 月にその全文を公表した。規則の内容は 2015 年規則を概ね踏襲する内容となっているほか、国家安全保障に脅威を与える外国企業が米国内でブロードバンドネットワークを運営する許可を取り消す権限を FCC が持つことも明確化した。今回の FCC 規則は 7 月にその大半が施行予定となっていたところ、複数の事業者団体等は 5 月、七つの米国控訴裁判所で訴訟をそれぞれ提起、最終的に第 6 巡回区米国控訴裁判所（6th Cir.）が審理をまとめて担当することとなった。6th Cir.は 7 月、同規則の施行を 8 月 5 日まで差し止める仮処分命令を下し、8 月 1 日には同規則施行を差し止める判決を下した。6th Cir.は 10 月からの審理を経て、2025 年 1 月、BIAS 提供事業者は情報サービスのみを提供しているとして、FCC が電気通信規定を通じてネット中立性規則を課す法的権限を否定する判決を下した。

他方、州レベルでは、2018 年のネット中立性廃止決定以降、独自のネット中立性規則制定の動きが広がった。全米州議会議員連盟によると、2018 年 10 月時点で、30 州において関連法案が提出され、13 州で決議が採択されており、6 州の知事が関連する行政命令に署名、4 州（カリフォルニア州、オレゴン州、バーモント州、ワシントン州）がネット中立性規則を成立させている。また、カリフォルニア州とバーモント州はネット中立性法を成立させており、訴訟で係争中となっていたところ、カリフォルニア州法については、第 9 控訴裁（9th Cir.）が 2022 年 1 月にその施行を認める判断を下した。

（2）サイバーセキュリティ政策

米国におけるサイバーセキュリティ確保・強化の取組みは、政権や議会が法律や規則、大統領命令や行政指令といった手段を通じて活動を続けている。また、民間企業に対して、サイバーセキュリティを強化する、情報を共有する、報告を義務付けるといった包括的なサイバーセキュリティ規制は存在しないため、官民連携も重要な手段となる。

政権において、これら取組みを主導するのは、NSC や国家安全保障局（National Security Agency：NSA）、国家情報長官室（Office of the Director of National Intelligence：ODNI）、ONCD、DHS、CISA 等で、その他、サイバー犯罪の捜査や法執行を行う DOJ や連邦捜査局（Federal Bureau of Investigation：FBI）、近年増加するランサムウェア攻撃や資金洗浄の対策を担当する財務省、政府機関や民間セクタが順守する規格や指針を策定する DOC 米国標準技術研究所（National Institute of Standards and Technology：NIST）や OMB といった機関も重要な役割を担っている。

こうした政府横断的な取組みに加えて、国防、運輸や交通、医療、金融といった業界を所管する省庁ごとにも、その業界のサイバーセキュリティを保護・強化する取組みが行われているほか、州政府レベルでもこうした取組みは存在する。更に、サイバー犯罪取締強化の観点から、国際協力や国際連携も積極的に行われている。

連邦政府機関や重要インフラ事業者等の民間セクタが従うことが求められる、あるいは、従うことが推奨されるサイバーセキュリティ基準には、例えば、NIST が開発、更新しているサイバーセキュリティフレームワークや、ゼロトラストアーキテクチャが含まれる。NIST は、2024 年 2 月にサイバーセキュリティフレームワーク第 2 版を公表した。また、OMB は 2022 年 1 月に、連邦政府機関が 2024 年 9 月末までにゼロトラストアーキテクチャに関する一定のサイバーセキュリティ基準に適合するよう求める文書を公表した。

民間セクタに対しては、サイバー攻撃やそれに伴うシステム障害、情報漏えいといったサイバーインシデントの発生を連邦政府当局に報告する一般的な義務は

ないが、2015年12月に成立した「2015年サイバーセキュリティ法（Cybersecurity Act of 2015）」により、サイバーセキュリティ情報の官民共有の枠組みが強化され、一定の手続に従ってこの枠組みに参加する民間企業に対して法的責任を免除するセーフハーバーの規定が設けられている。同法の期限は 2025 年 9 月までとなっていたが、現在の期限は 2026 年 1 月まで延長されいる。サイバー攻撃等の報告義務に関しては、重要インフラ事業者に対して、2022年3月に成立した「2022年重要インフラ向けサイバーインシデント報告法（Cyber Incident Reporting for Critical Infrastructure Act of 2022：CIRCIA）」が、石油パイプライン、銀行、電力網、輸送システム等を運用する主要企業に対し、サイバー攻撃を 72 時間以内、ランサムウェアの身代金支払を24時間以内に報告するよう義務付けており、CISA は 2024 年 4 月に施行規則案を連邦官報に掲載する等、手続を進めている。株式公開企業に対しては、証券取引委員会（Securities and Exchange Commission：SEC）が 2023 年 7 月に、重大なサイバー事案を報告するよう義務付ける規則を採択しているほか、通信事業者に対しては、FCC が 2023 年 12 月、報告義務を強化する規則を採択、公表している。

サイバーセキュリティ強化に関する最近の主な政権の取組みは次のとおり。

①セキュアバイデザイン

バイデン政権は、2023 年 3 月の「国家サイバーセキュリティ戦略」で、サイバーリスク管理、サイバー防衛の責任を、エンドユーザではなく、安全性に欠ける製品やソフトウェアを開発、製造する側が果たすという方針に転換するため、セキュアバイデザイン／セキュアバイデフォルトのコンセプト採用を明確化した。また、重要インフラ保護についても、自主的ガイダンスに依存するのではなく、既存の枠組みを用いた最低基準に適合するよう求める方針に切り替えた。ONCD は、2023 年 7 月に同戦略実行計画、2024 年 5 月に第 2 版を公表した。CISA は、セキュアバイデザインを補完するため、ソフトウェアやハードウェアのサプライチェーンリスク管理という観点から、ソフトウェア部品成分表（Software Bill of Materials：SBOM）とハードウェア部品成分表（Hardware Bill of Materials：HBOM）の開発と利用を促進する取組みを行っており、これら取組みの一部はトランプ政権でも継承されている。

②消費者向け IoT 機器のラベリングプログラム

ホワイトハウスは、2023 年 7 月、2021 年 5 月の大統領命令（第 14028 号）に基づき、インターネットに接続するスマート IoT デバイスのサイバーセキュリティ水準を引き上げることを目的として、基準を満たす IoT 製品に政府認定ラベルを貼付する「米国サイバートラストマーク（U.S. Cyber Trust Mark）」プログラムを開始することを発表した。このプログラムは、メーカーを法的に拘束する内容を含まず、市場競争の下でメーカーによる自主的な取組みを促す内容となっ

ている。NIST は消費者が使用するルータのセキュリティ要件の特定を行っている。ホワイトハウスは、2025 年 1 月、同プログラムの開始を公表した。

③ICT 及びサービスのサプライチェーン安全化

2019 年 5 月、トランプ大統領（当時）は、ICT 及びサービスのサプライチェーン安全化に関する大統領命令（第 13873 号）に署名した。米国企業等は、敵対的な外国が支配する企業からの ICT 機器やサービスの調達が禁止される。DOC は、2019 年 5 月、国家安全保障または外交政策上の利益に反する活動に関与する企業への電子部品等の販売を原則禁止する措置を公表。ここでは、華為技術（HUAWEI）をはじめとする中国企業等 100 社以上が対象となった。

通信ネットワークまたは通信サプライチェーンの安全性に関して、FCC は 2019 年 11 月、国家安全保障脅威をもたらす企業が製造または提供する機器やサービスの購入や調達に対して USF 資金の使用を禁止する規則を採択した。2020 年 3 月の「安全で信頼できる通信ネットワーク法（Secure and Trusted Communications Networks Act of 2019）」を受け、FCC は、同年 12 月に、国家安全保障にリスクをもたらす機器を特定、撤去、交換することを事業者に義務付け、その費用を一部償還する「安全で信頼できる通信ネットワーク償還プログラム（Secure and Trusted Communications Networks Reimbursement Program）」を創設した。

FCC は、国家安全保障に対する脅威に指定された通信機器・サービスの「対象リスト（Covered List）」も管理しており、華為技術や中興通訊（ZTE）等の中国企業や、ロシアのカスペルスキー・ラボ（Kaspersky Lab）のほか、2025 年 12 月には、中国の DJI を含む外国企業が製造するドローン及びその部品を対象リストに追加した。

更に、FCC は、国家安全保障にリスクをもたらす企業による米国市場参入や国内・国際事業サービス提供に関しても懸念を示し、2019 年 5 月には中国移動からの国内市場への参入申請を却下、その後、中国電信や中国聯通等の国内市場及び国際市場でのサービス認可を取り消す決定等を採択している。

FCC は、その他、2021 年 11 月の「安全な機器法（Secure Equipment Act of 2021）」に基づき、国家安全保障リスクをもたらす主体が求める無線通信機器の機器認証申請の審査や認証手続を行わないための規則を 2022 年 11 月に採択、公表した。また、FCC は 2025 年 5 月、FCC 対象リストに記載された組織や他の政府機関が信頼できないと特定した外国敵対政府を含む組織が所有、支配、管理下に置く試験機関（電気通信認証機関（Telecommunication Certification Bodies : TCB））等による機器認証プログラム及び供給者適合宣言（Supplier’s Declaration of Conformity : SDoC）プロセスへの参加を禁止する規則を採択、公表した。FCC は同年 9 月、中国政府が所有または支配する試験機関 7 か所の認定取消手続

を開始、規則採択以降に認定が失効した 4 機関については更新しない方針を明らかにした。この動きに続き、FCC は同月、中国政府が支配する 4 か所の試験機関が求める認定申請を却下する書簡をそれぞれ送付した（基準認証プロセスに関してはⅣの項参照）。

④TikTok 米国事業売却

第 1 期トランプ政権では、トランプ大統領は中国に対して強硬な姿勢を示し、一部中国製通信機器の排除に加え、中国が実質的に支配するソーシャルメディアプラットフォーム上で米国民のプライバシーや安全が脅かされる可能性があるという懸念から、2020 年 8 月、米国企業に対して TikTok（親会社は中国バイトダンス（ByteDance））や WeChat（同テンセント（Tencent））との商取引を禁止する大統領命令や、TikTok 米国事業売却を命じる大統領命令に署名した。

しかし、その後就任したバイデン大統領は 2021 年 6 月、これら大統領命令を無効化し、中国関連ソフトウェアアプリケーションがもたらす国家安全保障リスク特定を検討し、その脅威対応を指示する大統領命令に署名した。また、バイデン政権下では、2024 年 4 月、敵対国によるアプリケーションサービスを通じた米国民の監視や操作を防ぐため、TikTok といった敵対国の支配下にあるアプリケーションが一定期間内に米国内での事業を売却しない場合に国内での提供等を禁止する「敵対国が管理するアプリケーションから米国民を保護する法律」が超党派の支持を得て成立した。

同法の執行は当初 2025 年 1 月 19 日と規定されていたところ、同年 1 月 20 日に就任したトランプ大統領は同日、同法の執行を 75 日間延期する大統領命令に署名した。トランプ大統領はその後、数回にわたって同法執行期限を延期、9 月には、その期限を 12 月とする大統領命令に署名した。また、トランプ大統領は同日、TikTok の米国事業を米国及び国際的な投資家連合に売却する計画は法律で定められた国家安全保障要件を満たすと宣言する大統領命令に署名した。トランプ大統領によると、TikTok 側から提案された枠組合意に示された米国事業の売却案は、TikTok の米国向けアプリを米国に拠点を置く新たな合弁会社が運営することとしており、同案を「条件付き売却」と認定した。この合弁会社は米国投資家グループが過半数を保有し、国家安全保障とサイバーセキュリティの資格を有する取締役会によって米国で運営され、米国民のデータと国家安全保障を保護する厳格な規則の対象となる。バイトダンスは、法で定められたとおり、株式の 20%未満を保有し、7 名の取締役のうち 1 名のみを選任し、同社のセキュリティ委員会からは除外される。米国テクノロジー企業大手のオラクル（Oracle）が TikTok のセキュリティプロバイダとして機能し、米国における全業務の安全性を独立して監視・保証する。この事業分離により、アルゴリズム、コード、コンテンツモデレーションの決定権は新合弁会社の管理下に移行する。売却には、ソフトウェア

更新、アルゴリズム、データフローの厳格な監視が含まれ、米国ユーザデータを利用するすべてのおすすめモデル（アルゴリズムを含む）は米国の信頼できるセキュリティパートナーによる再訓練と監視が義務付けられる。これにより米国コンテンツが不正操作から保護される。本命令は売却完了のため、司法長官に対して 120 日間は同法の執行措置を講じないよう指示している。

TikTok は、同命令を受け、2026 年 1 月、米国で TikTok を運営する新たな合弁会社「TikTok US データセキュリティ（U.S. Data Security：USDS）合弁会社」が設立されたことを発表した。

（３）量子情報科学技術の取組み

米国では、2018 年に制定された「国家量子イニシアチブ法（National Quantum Initiative Act）」や、複数の大統領命令等の下で、量子コンピューティング技術や量子インターネットをはじめとする量子情報科学技術（Quantum Information Science and Technology：QIST）の研究開発や人材育成といった様々な取組みが行われている。

量子コンピュータが普及する時代には、現在使われている暗号技術はすべて無力化される可能性が指摘されており、連邦政府では、量子コンピュータによる暗号解析でも安全性が期待できる耐量子暗号（Post-Quantum Cryptography：PQC）技術の開発が進められている。

NIST は、2016 年 12 月から耐量子アルゴリズムの募集を正式に開始しており、2022 年 7 月には評価に合格した耐量子アルゴリズム 4 件を選定、2024 年 8 月には、うち 3 件の標準化草案を発表、これらを標準化するプロセスを開始した。

（４）AI にかかる政策動向

米国では、2016 年頃から、国家科学技術会議（National Science and Technology Council：NSTC）や OSTP が主導する形で、責任ある AI、信頼できる AI の研究開発や人材育成、規制や制度、安全性やセキュリティ、公平性、経済や雇用、国家安全保障といった観点から取組みが行われている。

2022 年 11 月には、オープン AI（OpenAI）が開発を進める生成 AI モデルを活用する対話型 AI チャットボット ChatGPT の一般公開が開始され、世界で急速に利用が拡大している。これにより、大手テクノロジー企業だけでなく、様々なスタートアップ企業が、文章生成だけでなく、現実と区別がつきにくいリアルな画像や映像を生成するモデル開発を競っている。

このため、米国では、このようなイノベーションを促進しつつ、いかに AI がもたらす潜在的なリスクを軽減できるかが政権や議会で議論の焦点となっている。こうしたモデルが一定の安全基準を満たしているか、特に子どもを含む教育環境での対応や適切な活用方法、プライバシーや著作権の保護、差別・偏見の助長やディープフェイクを含む偽情報・誤情報への対応、透明性の高い開発プロセスの

確保、国家安全保障や経済安全保障の保護等が具体的な問題として挙げられている。AIがもたらすリスクを低減する政権の主な取組みとしては、2022年10月のOSTPによる「AI権利章典（AI Bill of Rights）」の青写真、2023年1月のNISTによる「AIリスク管理フレームワーク（AI Risk Management Framework：AI RMF）」のほか、ホワイトハウスが2023年7月に公表した、AI開発企業等によるAIの安全性やセキュリティ、信頼性を確保するための自主的な約束への誓約が挙げられる。この誓約に署名しているのは、アマゾン、アンスロピック（Anthropic）、グーグル、インフレクションAI（Inflection AI）、メタ、オープンAI、アップルをはじめとする16者等となっている。

こうした取組みを踏まえ、バイデン大統領は、2023年10月、AIの安全、セキュア、信頼できる開発及び利用に関する大統領命令（第14110号）に署名した。同命令は、米国のAI政策の方向を定めるこれまでの行政措置を基盤とし、大手AI開発企業等による自主的な約束に基づき、AIの安全、安心で信頼できる開発を推進、AIの安全性とセキュリティに関する新たな基準確立や新たな監視手段を導入すること等を目的としている。

しかし、この命令は2025年1月に就任したトランプ大統領によって撤回され、トランプ大統領は新たに「米国のAIイノベーションに対する障壁除去」に関する大統領命令（第14179号）に署名した。これはAIにおける米国の優位性を維持、強化することが目的の一つに挙げられている。この命令の下、ホワイトハウスは7月、米国のAI優位性を維持・強化する「米国AI行動計画」を公表した。トランプ大統領は同日、データセンターインフラの連邦許認可の加速、連邦政府における「目覚めた（Woke）」AIの防止、米国製AI技術スタックの輸出促進、という3件の大統領命令にも署名した（第14318号、第14319号、第14320号）。

その他、州レベルでは、コロラド州や、カリフォルニア州等でAIを規制するための州法が複数成立しているが、こうした州によるAI規制のパッチワーク化がイノベーションを阻害するとして、トランプ大統領は12月、国家AI政策枠組を確立するための大統領命令（第14365号）に署名した。

（５）スマートシティ

2013年12月には、大統領技術革新フェロープログラムにおいて「Smart America Challenge」を開始、IoTにかかる24の産学連携プロジェクトを展開した。2014年9月からはNISTの主導で後継プログラム「Global City Teams Challenge（GCTC）」がスタート、現在もそのプログラムは継続しており、2024年1月には、2024年から2026年の3年間をカバーする戦略計画が公開された。

**５　消費者保護関連政策**

（１）個人情報保護の枠組み

米国では、オンライン、オフラインで包括的な消費者プライバシー保護を求め

る法制度は連邦レベルでは確立しておらず、原則として自主規制の枠組みに委ねられている。ただし、医療、金融、通信といった業界ごとに個別の立法が成立、執行されている場合もある。

自主規制の枠組みについて、FTC は、企業による不公平または欺瞞的な行為や慣行を禁止する「連邦取引委員会法（Federal Trade Commission Act）」第 5 条に基づき、広く業界の慣行を監視、取り締まる活動に従事している。加えて、FTC は、大規模なデータ侵害事案等を契機とする個別企業との和解条件に含まれる個人データ保護強化等の措置に関して、各社がその条件に違反していないか監視している。FTC と和解した企業には、フェイスブック（現メタ）やツイッター（Twitter、現 X）、グーグル／ユーチューブ（YouTube）、スナップ（Snap）といった企業が含まれる。また、FTC の執行事例には、2019 年 7 月にフェイスブック（当時）に対して同委員会過去最高額となる 50 億 USD の罰金を科した件も含まれる。

その他、カリフォルニア州をはじめとする 20 州前後で包括的な個人情報保護法が成立しており、各企業はこれら州のユーザ保護が求められている。

（２）連邦プライバシー法の最近の検討

①概要

米国では、複数の連邦議会委員会、FTC、消費者・市民団体、テクノロジー企業の間で、消費者を大規模なデータ流出から守る全国共通のデータプライバシー法を制定することが必要との認識が高まっている。これは、欧州のデータ保護規則とある程度協調を図り、2020 年 1 月に発効した「カリフォルニア消費者プライバシー法（California Consumer Privacy Act：CCPA）」や、CCPA を更に強化拡大する「2020 年カリフォルニアプライバシー権利法（California Privacy Rights Act of 2020：CPRA）」（2020 年 11 月成立、2023 年 1 月施行）をはじめ、州レベルで異なる規則が作られることによる混乱を避けるためである。

また、個人情報漏えいに関しては、ほぼすべての州で、民間企業や政府機関に対して、個人特定可能情報（Personally Identifiable Information ：PII）を含む個人情報が漏えいした事案が発生した場合に当該個人や当局に通知する義務が定められている。

②NIST のプライバシーフレームワーク

NIST は、企業による消費者・従業員の個人情報保護を支援するプライバシーフレームワークの策定を進めている。プライバシーフレームワークは、企業・団体が事業目的に合わせて個人情報を収集・保管・使用・共有することで生まれるプライバシーリスクへの対応が主眼となる。また、家庭内で使われる機器や個人の端末等インターネットに接続する機器の増加で、製品・サービスを使った際に収集される情報についても懸念が強まっているため、プライバシーフレームワー

クはこのような情報への対応も示すものとなる見込みである。NIST は、2020 年 1 月にバージョン 1.0 を公表、2024 年 6 月に同バージョン 1.1 概念ペーパーを公表し、2025 年 8 月には同バージョン 1.1 ドラフトアップデートを公表している。

（３）通信事業者による加入者情報の保護

FCC は、通信法第 222 条に基づき、通信事業者に対して加入者固有ネットワーク情報（Customer Proprietary Network Information：CPNI）を保護する義務を課している。2020 年 2 月には、移動体通信事業者大手 4 社が、加入者の位置情報を適切に保護することなく第三者に販売していたとして総額 2 億 USD の罰金を課すことを提案、2024 年 4 月に総額 2 億 USD の罰金を課すことを決定した。ただし、これら決定は当該事業者がそれを不服として裁判所に訴えており、各控訴裁判所で異なる判断が下されていることから、最終的に最高裁判所で審理される可能性もある。

また、FCC は、2023 年 12 月、議会調査法（Congressional Review Act：CRA）下の手続に基づき 2017 年にその施行が禁止された ISP プライバシー保護規則に含まれていた情報流出時の通知義務に関して、新たなデータ侵害報告義務に関する規則を公表した。ここでは、電気通信事業者等は、通信法第 222 条により保護が要請される CPNI に加えて、PII といった機微な個人情報の一定の組合せ等の流出があったと合理的に判断する場合は、原則として 7 営業日以内に、FCC に加え、FBI やシークレットサービスに通知を行うこと等が規定された。CRA の手続によって撤回された規則は、再度制定することは認められておらず、複数の業界団体は同規則無効化を求めて提訴したところ、6th Cir.は 2025 年 8 月、同規則は FCC の法的権限に基づくものであり、CRA 違反にも該当しないとして、その正当性を認める判決を下した。FCC は法廷で、この規則が当時電気通信事業者として分類されていたブロードバンド事業者向けプライバシー規則の抜本的な見直しを目的とした大規模なパッケージの一部と類似しているに過ぎないと反論、FCC は無効化された規則と同一の主要目的を有する規則を再導入することが禁止される一方で､その各条項を再発行することまでは禁じられていないと主張していた。

（４）子ども・青少年のオンライン安全確保

子どもや青少年のオンラインでの安全確保については､「1998 年児童オンラインプライバシー保護法（Children’s Online Privacy Protection Act of 1998：COPPA)」に基づいて、FTC や州検事総長が主に法執行活動を行っている。FTC は、2023 年 12 月から COPPA 施行規則の強化に向けた手続を開始、2025 年 1 月に修正規則を採択し、同年 4 月に同規則を連邦官報に掲載した。ここでは、ターゲット広告等向けに子どもの情報をサードパーティに開示する事業者は保護者からオプトインで同意取得義務や、データ保持期間に上限を設定といった内容が含まれている。

また、連邦議会では COPPA 改正の検討が行われており、上院では 2025 年 3 月に「児童・青少年オンラインプライバシー保護法（Children and Teens’ Online Privacy Protection Act：COPPA 2.0）」法案が、同年 5 月に「キッズオンライン安全法（Kids Online Safety Act：KOSA）」法案が再提出された。また、子どもによるソーシャルメディア利用を禁止する「キッズオフ・ソーシャルメディア法（Kids Off Social Media Act：KOSMA）」法案も同年 1 月に再提出され、2 月には上院商業委員会を通過している。

州レベルでは、10 以上の州で子ども安全確保のためソーシャルメディアのアカウント作成や、同アプリのダウンロード時に年齢認証を求める等の法律が成立しているが、その施行を巡っては、メタ、グーグル、スナップ、X 等が加盟する業界団体ネットチョイス（NetChoice）等が各地で訴訟を提起しており、アーカンソー、フロリダ、ジョージア、オハイオ、テキサス、ユタといった州で法律の一部またはすべての施行を差し止める仮処分命令を勝ち取っている。また、アプリストアでのアカウント作成やアプリダウンロード時に年齢認証を義務付ける州法は、ユタ、テキサス、ルイジアナで成立、これらは 2026 年からの施行が予定されている。

（５）ソーシャルメディアプラットフォームの安全確保

ソーシャルメディアプラットフォーム上では、様々なコンテンツが投稿、共有されており、その中には、暴力主義、過激主義や、児童性的虐待素材（Child Sexual Abuse Material：CSAM）、非同意親密画像（Non-Consensual Intimate Imagery：NCII）、その他画像や映像を改ざん、合成、生成して作成されるフェイクニュースや、詐欺等の犯罪行為への誘引を目的とする偽情報・誤情報も含まれる。こうしたコンテンツの拡散、共有を防ぐため、ソーシャルメディアプラットフォームを運営する事業者は、対象となるコンテンツを発見次第、フラグを立てて注意喚起を行う、削除するといったポリシーを定めて対応する自主規制の枠組みが基本となる。

①偽情報・誤情報対策

ソーシャルメディアプラットフォーム上での偽情報や誤情報に関しては、2016 年大統領選挙においてロシア国営メディア等が国家分断や選挙妨害を目的として大規模な活動を展開したことで、対策が急務という認識が高まっている。

ソーシャルメディアプラットフォームでユーザから投稿されるコンテンツに関しては、第三者が投稿したコンテンツの法的責任を原則として免除するという通信品位法第 230 条に基づき、運営各社がコンテンツモデレーションポリシーを策定し、違反コンテンツを削除するといった措置を講じている。通信品位法を巡っては、両党から見直す必要性が主張されており、共和党は、ソーシャルメディアはリベラル系コンテンツに偏向しており保守系コンテンツを検閲していると不満

を示す一方、民主党は、各社のコンテンツモデレーションは不十分で違法、有害情報が蔓延していると不満を示している。共和党の第 1 期トランプ政権下では、2020 年 5 月、オンラインプラットフォームによる恣意的なユーザ投稿の削除等に対する規制等の検討を FCC や DOC、FTC や DOJ に指示する「オンラインの検閲防止に係る大統領命令（第 13925 号)」が署名されたが、具体的な見直し等の結果には至らなかった。

バイデン政権は発足当初から、ソーシャルメディアプラットフォーム事業者に対して、ワクチンや COVID-19 によるパンデミック、2020 年の大統領選挙結果等に関する誤った情報を含む投稿は各社のポリシーに違反しており、それらを削除するよう要請してきた。しかし、そうした要請は憲法で保護される各社の言論の自由を侵害するとして、ミズーリ州及びルイジアナ州の検事総長と一部ユーザが 2022 年に政府を提訴した。連邦地方裁判所は、2023 年 7 月、政権がソーシャルメディアプラットフォームとオンラインコンテンツについてやり取りすることや、政府機関がソーシャルメディアプラットフォーム上の特定の投稿にフラグを立てる、あるいは、コンテンツを削除する取組みについての報告を求めることを禁止する仮処分命令を下した。

政府はこの判決を不服として第 5 巡回区米国控訴裁判所（5th Cir.）に上訴、5th Cir.は 2023 年 9 月、政府機関は削除の強制や強く推奨することはできないと判断、また、接触禁止命令については対象となる機関を限定する等の修正を行ったが、同命令の執行は、本件が最高裁に上告されたことを受けて、2023 年 10 月に最高裁により差し止められた。最高裁は 2024 年 6 月、原告が訴訟を提起するに足る直接的な損害は認められないとして、原告の訴えを棄却した。

また、コンテンツモデレーションを巡っては、テキサス州とフロリダ州で、政治的信条等に基づくコンテンツモデレーションを禁止する法律が成立しており、ネットチョイス等が提訴、法廷闘争が続いている。最高裁は、2024 年 7 月、コンテンツモデレーションポリシーは憲法で保護されており、政府による削除等の強制は違憲と判断する一方、州法の有効性については下級審が適切に分析していないとして差し戻す判決を下した。

コンテンツモデレーションと通信品位法第 230 条の法的免責との関係に関しては、第 3 巡回区米国控訴裁判所（3rd Cir.）が 2024 年 8 月、TikTok の失神チャレンジで死亡した子どもの遺族が提起した訴訟で、7 月の最高裁判決を踏まえ、アルゴリズムを使ったコンテンツキュレーションは企業自身の言論であり、第 230 条では保護されないとして、同訴訟を棄却した下級審を覆し、訴訟の進行を認める判決を下している。

②児童性的搾取対策

2024 年 5 月、バイデン大統領は、子どもをオンライン上の性的搾取から保護す

ることを目的とする法案「Revising Existing Procedures On Reporting via Technology Act（REPORT Act)」に署名した。これは、ウェブサイトやソーシャルメディアプラットフォームに対して、人身売買、グルーミング、児童誘因に関連する犯罪行為を全米行方不明・被搾取児童センター（National Center for Missing & Exploited Children：NCMEC）に報告することを初めて法的に義務付ける内容となっており、報告を怠った企業には高額な罰金が科される。

③NCII を含むディープフェイク対策

トランプ大統領は、2025 年 5 月、実在する人物を描写する同意のない性的画像や動画、いわゆる NCII の拡散を防止するため、プラットフォーム事業者に対して被害者本人から通知を受けてから 48 時間以内に削除等の対応を義務付ける「ウェブサイト及びネットワーク上で技術的なディープフェイクを無力化することで既知の悪用に対応するためのツール法（Tools to Address Known Exploitation by Immobilizing Technological Deepfakes on Websites and Networks Act：TAKE IT DOWN Act」に署名した。

## Ⅳ　関連技術の動向

### 基準認証制度

（１）通信端末機器

公衆通信網に接続する電気通信端末機器の認証については、FCC 規則第 68 部で定められている。技術基準は、補聴器との両立性については同部が規定するが、その他については端末接続管理協議会（Administrative Council for Terminal Attachment：ACTA）が定める。ACTA は、FCC が 2001 年 1 月 24 日に採択した R&O に基づき設立され、それまで FCC が所掌していた端末機器認証を引き継いだ。ACTA は技術基準の策定、技術基準に適合している認定機器のデータベース作成と維持、ナンバリング及びラベリングに対する要請事項の確立、証明のための書類要求事項の確立等を所掌する。すべての認証された機器は ACTA のデータベースに登録される。

通信端末機器の認証手続には、供給者適合宣言（SDoC）方式による認証と電気通信認証機関（TCB）による認証がある。

（２）無線機器

原則、無線機器は、FCC 機器認証を取得しなければ、輸入、運用または上市、並びに電波を発射することはできない。未認証の無線機器の販売業者または流通業者に対しては、1 件当たり最大 1 万 1,000USD の罰金が科される。ただし、実験免許取得、免許不要機器のデモ展示や性能評価等の場合は、機器認証の取得前でも、条件付きで、運用することができる。

無線通信機器の認証の技術基準は、使用する無線サービスごとに FCC 規則で

規定される。認証は、電波の発射を目的としない無線機器の場合は SDoC による適合性評価の認定が適用される。一方、電波の発射を目的とする無線機器や免許制の送信機の場合は、提出された機器及び測定データに基づき FCC が指定する TCB による適合性評価の認定が行われる。

2014 年 11 月に成立した「電子ラベル法（E-Label Act）（PL113-197）」に基づき、FCC は、新たな機器を迅速に導入できるようにすることを目的とする規則見直しを行い、2017 年 11 月に SDoC や電子ラベリング等が導入された。

FCC の機器認証プロセスに関しては、2022 年 11 月に国家安全保障リスクをもたらす主体が求める無線通信機器の機器認証申請の審査や認証手続を行わないとする規則を公表した。また、2025 年 5 月には FCC 対象リストに記載された組織や他の政府機関が信頼できないと特定した外国敵対政府を含む組織が所有、支配、管理下に置く試験機関（TCB）等による機器認証プログラム及び SDoC プロセスへの参加を禁止する規則を採択、公表し、執行活動に取り組んでいる（Ⅲ－４（２）③の項参照）。

## Ⅴ　事業の現状

### １　固定電話

回線交換網による固定電話（VoIP を含む）を提供している主な事業者は、AT&T コミュニケーションズ（2024 年末現在の加入数、約 397 万）、ベライゾン（同約 542 万）、ルーメン（同約 118 万）となっている。その他、固定電話を提供している主な事業者としては、ケーブルテレビ事業者のコムキャスト（Comcast Corporation、同約 694 万）、チャーターコミュニケーションズ（Charter Communications、同約 688 万）等がある。ただし、こうした大手電気通信事業者やケーブルテレビ事業者に加えて、全国で 100 を超える中小規模の電気通信事業者がサービス提供している。

### ２　移動体通信

（１）加入数等

2024 年時点で、米国の移動電話加入数は約 3 億 9,000 万以上であり人口普及率は約 113%以上となっている。

（２）主要事業者の概要

2024 年現在、米国で全国展開を行っている大手移動体通信事業者は、AT&T コミュニケーションズ、ベライゾンワイヤレス、T-モバイル US の 3 社である。

なお、米国では、全国展開を行っている移動体通信事業者のほかに、特定の市場のみの地域事業者や、再販事業者もしくは仮想移動体通信事業者（MVNO）、データサービス事業者、衛星移動体通信事業者等の多様な事業者が、移動体通信サービスを提供している。

また、T-モバイル US のメトロ（Metro）、AT&T コミュニケーションズのクリケットワイヤレス（Cricket Wireless）、ベライゾンのトラックフォンワイヤレス（TracFone Wireless）等、大手がサブブランドとして MVNO を運営している場合もある。また、近年では、ケーブルテレビ事業者が提供する MVNO 事業も好調で、加入者を集めている。

ベライゾンワイヤレス、AT&T コミュニケーションズ、T-モバイル US 等の大手各社はミリ波帯、ミッドバンド、ローバンドを用いて 5G サービスの利用拡大に取り組んでいる。

（３）5G

①ベライゾンワイヤレス

2018 年 10 月、ベライゾンワイヤレスは、ミリ波帯を利用する 5G 固定無線サービスを開始。2019 年 4 月には移動電話向けミリ波帯 5G サービスを開始し、2020 年 10 月にはローバンド 5G、2022 年 1 月には C バンド 5G サービスを開始した。2023 年 9 月末時点の 5G サービスは、ミリ波帯で 87 都市、C バンドで 2 億 2,200 万人、ローバンドで 2 億 3,000 万人が利用可能となっている。

②AT&T コミュニケーションズ

2018 年 12 月にミリ波による 5G モバイルホットスポットを開始し、移動電話向けサービスは、2019 年 6 月にミリ波帯で法人向けに、12 月にはローバンドで一般向けに、2020 年 2 月にミリ波帯で一般向けに開始した。2022 年 1 月には C バンドの運用を開始した。2024 年時点の 5G サービスは、ミリ波帯で 90 以上の大規模会場や空港、C バンドで 2 億 3,000 万人、ローバンドで 25 万以上の都市で 3 億人以上が利用可能となっている。

③T-モバイル US

2019 年 6 月に 6 都市の一部でミリ波による 5G サービスの提供を開始。12 月には 600MHz 帯、2020 年 4 月には 2.5GHz 帯での 5G を開始しており、2024 年 2 月末時点の 5G サービスは、ミリ波帯で 6 都市、2.5GHz 帯で 3 億人、ローバンドで 3 億 3,000 万人以上が利用可能となっている。

## ３　インターネット

（１）利用者数・加入者数

2024 年 12 月現在、固定ブロードバンドの接続数は約 1 億 3,400 万以上となっている。その内訳は、ケーブルモデムが約 6 割、光ファイバが 2 割超、ADSL が 1 割弱である。

なお、FCC は、2024 年 3 月にブロードバンドの最低通信速度の定義を下り 100Mbps、上り 20Mbps と定めている。これは 2015 年に同定義を 25/3Mbps と定めて以来、9 年ぶりの見直しとなる。

（２）ブロードバンド接続提供事業者

ブロードバンド接続を提供している事業者は、ADSL 接続や光ファイバ・衛星接続を提供する大手電気通信事業者と、ケーブルモデムを提供するケーブルテレビ事業者とで構成されている。

## Ⅵ　運営体

### １　AT&T Corp.（AT&T）

| | |
|---|---|
| Tel. | ＋1 210 821 4105 |
| URL | https://www.att.com/ |
| 所在地 | 208 S. Akard St. Dallas, TX 75202, U.S.A. |
| 幹　部 | John Stankey（最高経営責任者／CEO） |

概要

旧 AT&T は RBOC の SBC コミュニケーションズ（SBC Communications：SBC）により買収され、2005 年 11 月 18 日に合併し、新 AT&T が設立された。同社は、米国内における固定通信、ブロードバンド、無線通信の総合電気通信事業者であり、国際通信サービスとしては、世界 220 か国との音声通信が可能な国際通信を提供しており、約 200 か国とデータローミングを行っている。世界 50 か国以上で拠点を持ち、350 万の法人顧客を有している。

事業分野としては、AT&T コミュニケーションズが固定通信（電話、ブロードバンド等）、移動体通信事業を手がけている。なお、同社メディア事業に関しては、2021 年 8 月にディレク TV（DirecTV）、AT&T TV Now、U-verse 事業を分離して投資会社 TPG キャピタル（TPG Capital）と新会社ディレク TV（DIRECTV）を設立、AT&T が新会社の 70%を所有する取引が完了した。更に、AT&T は 2024 年 9 月、ディレク TV の所有権を完全に TPG キャピタルに売却する合意に達したことを発表、2025 年 7 月に同取引が完了した。

### ２　ベライゾン

Verizon Communications

| | |
|---|---|
| Tel. | ＋1 212 395 1000 |
| URL | https://www.verizon.com/ |
| 所在地 | 140 West Street, NY 10007, U.S.A. |
| 幹　部 | Daniel H. Schulman（会長兼最高経営責任者／Chairman and CEO） |

概要

2000 年 6 月、RBOC のベルアトランティック（Bell Atlantic）と独立系電気通信事業者 GTE との合併により設立された。1999 年 12 月 22 日に、同社は RBOC

として初めて長距離通信事業への参入が承認され、2003 年 3 月、営業区域での長距離通信への進出が完了した。また、2005 年 10 月には長距離・国際・データ通信事業者大手の MCI 買収を完了している。世界 60 か国の 228 か所に設置されたルータで構成されるグローバル網を通じて国際通信サービスも提供している総合電気通信事業者である。移動体通信は、ベライゾンワイヤレスの名称で提供している。2024 年 9 月には、独立系のファイバ事業者フロンティアコミュニケーションズを買収することで合意、FCC は 2025 年 5 月に同取引を認める決定を下し、関連州当局も同取引を認可する決定を下した結果、ベライゾンは 2026 年 1 月、買収取引を完了した。

### ３　T-モバイル US

T-Mobile US

| | |
|---|---|
| Tel. | ＋1 800 318 9270 |
| URL | https://www.t-mobile.com/ |
| 所在地 | 12920 SE 38th Street, Bellevue, WA 98006, U.S.A. |
| 幹　部 | Srini Gopalan（社長兼最高経営責任者／President and CEO） |

概要

ドイツテレコム（Deutsche Telekom）傘下の T-モバイルインターナショナル（T-Mobile International）の米国法人。

T-モバイル US は、2002 年に、ボイスストリームワイヤレス（VoiceStream Wireless）を買収し、T-モバイル USA として設立し、カリフォルニア州とネバダ州で移動体通信サービスを開始した。2013 年 5 月にメトロ PCS（Metro PCS）と合併を完了し、新たに T-モバイル US となった。「アンキャリア」戦略はそれまで業界標準とされてきた契約年数の縛りを撤廃したほか、端末アップグレードに関する制約や海外 140 か国における国際データローミング料を廃止する等、数々の斬新な料金体系を導入し若者層を中心とした加入者増に貢献した。

2020 年 4 月にスプリントの買収が完了した。なお、買収条件により、MVNO への回線の貸出しや旧スプリント傘下 MVNO 等のディッシュネットワーク（Dish Network）への売却を行っている。

### ４　ルーメン

Lumen Technologies

| | |
|---|---|
| Tel. | ＋1 318 388 9000 |
| URL | https://www.lumen.com |
| 所在地 | 100 CenturyLink Drive, Monroe, LA 71203, U.S.A. |
| 幹　部 | Kate Johnson（最高経営責任者／CEO） |

概要

センチュリーリンクは、2009 年 7 月、独立系地域電気通信事業者のセンチュリーテル（CenturyTel）による EMBARQ 買収により設立された。2011 年 4 月には、クエスト（Quest）も買収した。同社は従来の音声通話サービスに加え、ブロードバンドインターネット、MVNO による移動体通信サービス等も提供している。同社は、敷設したギガビット級の光ファイバ網を利用した映像配信サービスの「Prism IPTV」を 2015 年 10 月に開始した。2017 年 11 月には、レベル 3（Level 3 Communications）との合併を完了し、2020 年 9 月にルーメンと改称した。

ルーメンは、2022 年 10 月、同社既存市内通信事業者（ILEC）資産の一部を総額 75 億 USD（約 14 億 USD の負債含む）でアポログローバルマネージメントの子会社が管理する基金アポロファンズに売却する取引が完了したと発表した。売却される資産には、米国中西部・南東部の 20 州にまたがる 600 万以上の一般世帯や企業をカバーする電話及びブロードバンドインフラが含まれ、ここでの事業は 2021 年 11 月に設立されたブライトスピードが運営する。

# 放　　送

## Ⅰ　監督機関等

### １　連邦通信委員会（FCC）

（通信／Ⅰ－１の項参照）

所掌事務

放送分野を所掌している主要部局はメディア局であるが、衛星放送の免許付与は国際局が行う。FCC の主な所掌事務は以下のとおりで、州のフランチャイズ付与当局と連邦との関係を維持する責任も有する。

・放送関連サービスの規制監督
・放送施設の建設認可
・放送免許の付与・更新及び譲渡の許可
・ケーブルシステムの登録
・告示及び申請についての処理等

### ２　商務省国家電気通信情報庁（NTIA）

（通信／Ⅰ－２の項参照）

所掌事務

放送メディアに関する政策立案や分析、非商業・教育放送事業者に交付される連邦政府基金の管理等を行う。地上デジタル放送移行支援も担当した。

**３　連邦取引委員会（FTC）**

（通信／Ｉ－３の項参照）

所掌事務

虚偽の内容を含む広告放送の監視・規制、番組視聴率に関する調査等を行う。

**４　司法省（DOJ）**

（通信／Ｉ－４の項参照）

所掌事務

メディア企業の M&A については反トラスト法に基づき反トラスト局が、刑法に抵触する猥褻な内容等については犯罪局（Criminal Division）が規制を担当する。

**５　州公益事業委員会（PSC/PUC）**

（通信／Ｉ－６（４）の項参照）

所掌事務

ケーブルフランチャイズ免許の付与等、州レベルでのケーブルテレビの規制監督を行う。

## Ⅱ　法令

**１　1934 年通信法（Communications Act of 1934）**

（通信／Ⅱ－１の項参照）

**２　1996 年電気通信法（Telecommunications Act of 1996）**

（通信／Ⅱ－２の項参照）

同法による通信法改正で、電気通信、ケーブルテレビ、地上放送等の各市場への相互参入やテレビ局の所有規制が緩和された。

## Ⅲ　政策動向

### １　免許制度

（１）地上放送に関する規定

①放送免許

FCC は通信法第Ⅲ編「無線に関する特別規定」に基づき、有効期間 8 年の無線局免許（放送免許等）を付与する。放送免許付与の細則は、FCC 規則第 73 部と第 74 部に規定されている。放送免許の新規付与基準は、コミュニティが追加的なテレビ局を必要としているかどうか、技術的な基準に則してテレビ局間の干渉を防ぐ必要があるかどうかである。免許更新の際には、FCC が「公共の利益」にかなっているかどうかを審査する。ただし、特定のテレビ局の免許更新や売却に

対して請願書を提出することで異議申立を行うことが可能となっており、一般からの意見も反映される。

通信法において FCC は無線通信・信号に対する検閲を行うことが禁止されているため、FCC の放送番組内容に関する監督範囲は限定されているが、子どもが視聴する可能性がある際の下品な言葉や不適切な言葉の放送、特定の宝くじに関する情報の放送、虚偽の情報に基づく集金活動の放送が行われた場合には、放送免許事業者に対して罰金を科すか放送免許の取消しを行うことができる。

②商業放送と非商業・教育放送

FCC は、ラジオ局とテレビ局のそれぞれに、商業放送と非商業・教育放送の区別を設けている。通常、商業放送局は広告によって事業を運営しており、非商業・教育放送は政府資金や寄付金等により運営されている。非商業・教育放送局は、営利組織から寄付金を受け取り、その組織名を放送することは可能であるが、営利組織のための広告を行ってはならない。

③外資規制

通信法第 310 条に基づき、外国資本によるテレビ局への直接出資比率は資本金の 20%まで、間接出資比率は 25%までと制限されているが、間接出資比率については FCC の公益審査及び省庁間審査機関による安全保障審査で問題がないと判断されれば 100%出資が可能である。経営に関与しない外国資本の出資率は FCC に懇願することなく 49.99%まで引き上げることができる。外国資本による非支配持ち分が 5%以下（特定の状況では 20%以下）の場合は FCC の認可は不要である。

（２）ケーブルテレビに関する規定

①ケーブルフランチャイズ

ケーブルテレビ事業へ参入する際は、通信法第 621 条に基づき、フランチャイズ管理当局からフランチャイズの付与を受けなければならない。フランチャイズ料は同法第 622 条に基づいて課され、その上限はケーブルサービス料金収入の 5%と定められている。公共・教育・政府アクセスチャンネル（public, educational, and government access channel）の提供や自治体施設内でのケーブルサービスの無料提供といった非金銭的な貢献も、フランチャイズ料の一部として計上可能である。

②地上放送の再送信

放送の地域性や多様性を確保するため、ケーブルテレビ事業者は調査会社ニールセン（Nielsen）が画定する放送市場（Designated Market Area：DMA）に基づき、各 DMA で視聴可能な地上放送チャンネルを再送信することを義務付けられている。商業放送の再送信については、通信法第 614 条と第 615 条（及び FCC 規則 76.55～76.62）のマストキャリー規則に基づく方法と通信法第 325 条（及び

FCC 規則 76.64～76.65）の再送信同意義務に基づく方法とがあり、テレビ局がどちらの方法を取るかを選択する。前者がケーブルテレビ事業者による無償再送信であるのに対し、後者は再送信同意交渉を通してテレビ局がケーブルテレビ事業者に再送信料を請求することを認めるものである。ただし、交渉が決裂した際には再送信そのものが行われないというリスクもある。

③料金規制

通信法第 623 条において、基本サービス層（Basic Service Tier：BST）や特定契約者のみが視聴できるケーブル番組サービス層（Cable Programming Service Tier：CPST）の料金規制が定められている。

2024 年 3 月には、最終支払段階で消費者に追加料金を請求する慣習が問題視され、「オールイン価格」の明示を義務付ける FCC 規則が採択された。新規則は、追加料金を含めた総額、すなわちオールイン価格を請求書や宣伝用資料にはじめから記載することを義務付けている。

また、2025 年 6 月には、料金規制の近代化が行われ、小規模ケーブルテレビシステム（加入者総数 40 万人以下のケーブルテレビ事業者が運営する加入者数 1 万 5,000 人以下のケーブルテレビシステム）は料金規制の対象外となった。

（３）放送所有規制

FCC は通信法第 202 条に基づき、4 年ごとに放送所有規制の見直しを行い、公益に資さない規制を廃止または修正することが義務付けられている。2018 年度審査では、オンラインメディアの普及拡大を認めつつも、言論の多様性や地域の独自性を確保するために、①ラジオ局所有規制（単一事業者によるローカル市場でのラジオ局所有数を制限）、②テレビ局所有規制（単一事業者によるローカル市場でのテレビ局所有数を制限）、③テレビネットワーク所有規制（4 大ネットワーク間の合併を事実上禁止）を維持するとの結論を示した。

このうち②テレビ局所有規制では、単一事業者が同一市場内で視聴率上位 4 局のうち 2 局以上を所有することを原則として認めていない。しかし、第 8 巡回区米国控訴裁判所（8th Cir.）は 2025 年 7 月、この妥当性について十分な裏付けがないと判断し、当該禁止規定を無効とする判決を下した。

2022 年度審査は 2022 年末に開始されたが、2025 年 9 月時点で未了である。

FCC は、4 年ごとの見直しとは別に、放送所有規制の改定も行っている。2025 年 6 月には、単一事業者が全国で所有できるテレビ局数の上限に関する現行規則の見直しに向けて意見募集が開始された。現行規則は上限を放送到達率に基づいて設定しており、単一事業者が所有するテレビ局の合計到達率が全米テレビ所有世帯の 39%を超えることを禁止している。

## ２　コンテンツ規制

（１）放送番組に関する規定

憲法修正第 1 条の規定に基づき、FCC はテレビ局の放送内容や情報収集、編集、告知、ニュースのコメントに関与できず、テレビ局は批判、哄笑、滑稽な内容を放送することができる。ただし、卑猥な言説については規制され得ることとされており、テレビ局はどの時間帯においてもこれを放送することはできない。

放送の政治的公平性については、電波の希少性を根拠に放送内容に公平さを求める「公平原則（Fairness Doctrine）」が 1949 年に制定されたが、ケーブルテレビが普及し多様な意見が確保されたとして 1987 年に廃止された。ただし、現在でも通信法第 315 条において、テレビ局は公職選挙候補者に対し平等に放送の機会を提供することを義務付けられている。また、テレビ局の報道内容について正確性や偏向に関する苦情が申し立てられた場合には、FCC が「報道の歪曲原則（News Distortion Doctrine）」に基づいて調査を実施することがある。

2023 年から 2024 年にかけて、大統領選挙候補者を巡る放送機会や報道の歪曲について 4 件の苦情申立が提起された。民主党のジェシカ・ローゼンウォーセル前 FCC 委員長は「憲法修正第 1 条を擁護する」としてすべての申立てを却下したが、共和党のカーFCC 委員長は 3 件の申立てを再審議することを決定した。同 3 件はいずれも保守系団体がリベラル寄りとされるテレビ局に苦情を申し立てたもので、放送業界団体や元 FCC 委員等からは、FCC が言論の自由を抑圧し、政治的対立を煽動しているとの批判が挙がっている。

（２）広告規制

テレビ局は広告主を明示することが義務付けられている。FCC が広告料等に関与することは認められていない。虚偽もしくは誤解を招く広告については FTC が管轄し、食と薬物に関しては食品医薬品局（Food and Drug Administration：FDA）が管轄する。たばこ類の広告放送は禁止されているが、酒類の広告は禁止されていない。

広告放送の音量規制は 2015 年 6 月に施行された「商業広告音量軽減法（Commercial Advertisement Loudness Mitigation Act：CALM Act）」の下で厳格化され、広告音量が番組本編を大幅に上回ることが禁止された。

（３）子ども向け番組規制

「1990 年子ども向けテレビ法（Children’s Television Act of 1990）」に基づき、FCC は放送免許の更新申請審査の際に、免許人であるテレビ局が子どもの教育的・情報的ニーズを、そのニーズに応えるために特別にデザインされた番組を通じて満たしているかを考慮しなければならない。商業放送局が子ども向け番組中に放送できる広告は、週末は 1 時間当たり 10.5 分以下、平日は 1 時間当たり 12 分以下に制限されている。

FCC は子ども向け番組におけるウェブサイトアドレスの表示についても規制している。商業目的のウェブサイトアドレスを表示するプロモーション素材は広

告放送と見なされ、番組枠から明確に切り離さなければならない。番組と適切な隔離措置がとられたウェブサイト上では、番組関連キャラクターを使った商品を販売することができる。

（４）アクセシビリティ規制

1990 年 7 月に成立した「障がいを持つアメリカ人法（The Americans with Disabilities Act：ADA）」において、テレビ受像機に字幕（closed caption）を表示する機能を組み込むことが義務化された。また、「1996 年電気通信法」における議会の指示に従い、FCC は、すべてではないが、大部分の放送番組に字幕を義務付ける規則を採択した。

しかし、ADA ではデジタル化やブロードバンド及びモバイルデバイス経由の映像配信に十分に対応できないとして、2010 年 10 月、新たに「21 世紀の通信と映像アクセシビリティ法（21st Century Communications and Video Accessibility Act：CVAA）」が制定された。同法第 202 条では、テレビ局に週 4 時間の音声解説付与を義務付ける命令を一部修正のうえ復活させること、字幕付き放送番組をインターネットで配信する際に字幕の付与を義務付けること、緊急情報を全盲または弱視の人々のために副音声で提供することを映像番組配信事業者、映像番組供給事業者、映像番組所有者に義務付けること等が記されている。

（５）外国政府が関与するコンテンツへの規制

外国政府がスポンサーとなる放送番組について規定する FCC 規則が 2022 年 3 月に施行された。敵性国家からのコンテンツ流入の影響に鑑み、外国政府から直接あるいは間接的に資金提供を受けたり、放送を条件に番組の無料提供を受けたりしたテレビ局は、そのことを視聴者に知らせなければならない。2024 年 6 月には同規則を明確化する第 2 次 R&O が発表され、テレビ局がスポンサー身元確認義務を果たしたことを示すための選択肢を設けたほか、商業的商品・サービスや政治候補者に関する広告は規則の対象外となることが明記された。

**３　公共放送関連政策**

（１）公共放送機構（Corporation for Public Broadcasting：CPB）

CPB は公共放送を促進する目的で「1967 年公共放送法（Public Broadcasting Act of 1967）」に基づき設立された非政府機関であり、連邦議会が承認する連邦政府交付金を公共放送関係機関に配分する役割を担ってきたが、2026 年 1 月、組織の解散を正式に決議した。

連邦議会は CPB の 2026 年度及び 2027 年度予算として、それぞれ 5 億 3,500 万 USD の拠出を承認していたが、2025 年 5 月、トランプ政権は公共放送が急進的かつ政治的な報道を行っているとし、CPB に連邦政府交付金の配分停止を命じる大統領命令を発出した。更に同年 7 月には「2025 年予算撤回法（Rescissions Act of 2025）」が成立し、CPB に対する 2026 年度及び 2027 年度予算が全額撤回

された。これを受け、CPB は事業の段階的停止を進めていた。

（２）公共放送サービス（Public Broadcasting Services：PBS）

「1967 年公共放送法」に基づき、CPB と全国各地の局の出資によって、1969 年にテレビ向け公共放送サービスを提供する PBS が設立された。PBS は全米 50 州及びプエルトリコ、米国領ヴァージン諸島、米国領サモア、グアム島の約 330 のメンバー局からなる、非商業・教育放送の全国ネットワークである。

PBS 自体は番組制作を実施せず、制作会社及び PBS 加盟局から調達した番組を編成・伝送することが主な業務である。番組内容は教育・教養番組が中心で、番組編成権も各メンバー局が持つ。メンバー局を運営しているのは、地域の非営利団体、大学、州政府、地方自治体である。

PBS の財源は連邦政府資金（CPB を通して分配される連邦政府交付金、DOC から支出される放送施設改善交付金）、個人や企業の寄付金、州／自治体政府資金、オークション売上金等多岐にわたる。

**４　デジタル放送**

（１）デジタルテレビ移行政策

「2005 年財政赤字削減法（Deficit Reduction Act of 2005）」に定められた期限までに消費者の準備が整わないことを背景に、地上デジタル放送への移行期限は 2009 年 6 月 12 日まで延期された。延長期限である 2009 年 6 月 12 日、高出力局によるアナログ放送は停波し、地上デジタル放送への移行が完了した。なお、低出力局や中継局は、一部の例外を除き、2021 年 7 月 13 日にアナログ放送を停波した。

（２）次世代地上デジタル放送規格 ATSC 3.0

FCC は 2017 年 11 月、テレビ局が米国の地上デジタルテレビ放送方式「ATSC（Advanced Television Systems Committee）」の新規格である「ATSC 3.0」を自主的に運用開始することを認めた。しかし、ATSC 3.0 の運用を開始するテレビ局には現行規格「ATSC 1.0」との 5 年間のサイマル放送義務が課され、視聴者にも ATSC 3.0 対応テレビ受像機の購入が求められる等の障壁があることから、段階的な導入は進んでいるものの普及段階には至っていない。

このような状況を受け、全米放送事業者協会（National Association of Broadcasters：NAB）と FCC は 2023 年 4 月、現行規格から新規格への円滑な移行を支援する「テレビの未来（Future of Television）」イニシアチブを始動した。その一環として、同年 6 月、テレビ局がサイマル放送を実施するためにプライマリチャンネルだけでなくサブチャンネルでも他局と受託放送契約を締結することを認める規則が採択された。また、2025 年 9 月には、FCC による ATSC 3.0 免許申請処理手順や移行支援措置を明確にした公示が発表された。

他方で、NAB は 2025 年 2 月、現行規格を廃止し新規格への完全移行を求める

請願書を FCC に提出した。請願書では、テレビ所有世帯数を基準とする市場規模上位 55 の DMA においては 2028 年 2 月までに、残る DMA については 2030 年 2 月までに、現行規格による放送を終了し新規格への全面移行を完了させるスケジュールを示したほか、テレビ受像機への ATSC 3.0 対応チューナ搭載義務化を求めた。FCC は NAB の提案内容について 2025 年 4 月に意見募集を開始した。

なお、2025 年 1 月現在、ATSC 3.0 による放送が実施されている DMA は全 210 市場のうち 80 市場であり、テレビ所有世帯カバレッジは 76%である。

## Ⅳ　事業の現状

### １　ラジオ

（１）地上ラジオ放送

2025 年 6 月末時点で、地上アナログ放送を行うラジオ局の総数は 1 万 5,651 局である。商業放送と非商業・教育放送の両方が存在するが、サービスは商業放送を中心に行われている。

商業放送では、大規模な買収・合併による負債やスポティファイ（Spotify）に代表される音楽配信サービスとの競争で経営難に陥る事業者が相次いだ。2017 年には米国第 2 位のキュミュラスメディア（CumulusMedia）、2018 年には第 1 位のアイハートメディア（iHeartMedia）が破産を申請し、債務整理後、再出発した。主な全国ネットワークには、アイハートメディアの Premiere Networks やキュミュラスメディアの Westwood One 等がある。

非商業・教育放送には、1970 年に設立された全米公共ラジオ（National Public Radio : NPR）がある。PBS とは異なり、NPR は番組の調達、編成、伝送に加え、独自の取材や番組制作も実施する。メンバー局は 1,000 局を超え、国内外に 35 局の支局を持つ。NPR は 1970 年に設立された非営利組織で、連邦政府交付金、個人や企業の寄付金、州政府や地方自治体の交付金等で運営されている。

地上デジタルラジオ放送の伝送方式はアナログ波にデジタル波を重ねる米国独自の In Band on Channel（IBOC）である。2020 年 10 月には、AM ラジオ局が完全デジタルの HD ラジオ（HD Radio）に移行することを認める決定が FCC によって採択された。

（２）衛星デジタルラジオ放送

衛星デジタルラジオ局のシリウス（Sirius）と XM が合併し、2008 年にシリウス XM（SiriusXM）が誕生した。同社は 2019 年に音楽配信サービスのパンドラ（Pandora）、2020 年にポッドキャストアプリのスティッチャー（Stitcher）を買収し、リスナー数でスポティファイやユーチューブミュージック（YouTube Music）に次ぐ規模のオーディオエンターテインメント企業となった。

### ２　地上テレビ放送

2025 年 6 月末現在のテレビ局の総数は 1,767 局である。商業放送と非商業・教育放送が存在するが、サービスは商業放送を中心に行われている。

（１）商業放送

商業放送局の総数は 1,384 局に上る。商業放送局の多くは、ABC、CBS、NBC、Fox、CW といった地上ネットワーク会社と系列契約を結び番組供給を受けている。また、大多数の商業放送局は独立した法人として存在しているわけではなく、複数局を束ねて運営する局運営会社（station group）の傘下に組み込まれている。局運営会社は、放送免許の管理や営業・技術運用等の業務を統括・支援する役割を担う。ただし、少数ではあるが、局運営会社ではなく地上ネットワーク会社が所有・運営する商業放送局もある。

最大手の局運営会社はネクスター（Nexstar Media Group）で、傘下にある商業放送局の全国放送到達率は約 39%である。同社は 2022 年 10 月、CW の株式の 75%を買収し、地上ネットワーク事業への参入も果たした。

（２）非商業・教育放送

非商業・教育放送局は、PBS メンバー局と独立局を合わせて 383 局存在する。PBS はワシントン近郊の本部と全米 330 余りのメンバー局で構成されている。本部は番組を制作せず、メンバー局が制作した番組や外部から調達した番組をメンバー局へ配信するが、メンバー局に本部が配信する全番組を放送する義務はない。

### ３　衛星放送

1999 年のディレク TV による PrimeStar 買収以降、衛星放送はディレク TV グループとディッシュネットワークの 2 社体制が続いている。2024 年 9 月に両社の合併計画が発表されたが、ディレク TV は同年 11 月、債権者の反対等によりディッシュネットワークの買収を断念し、両社の合併計画は破棄された。

なお、ディレク TV は 2015 年以降 AT&T 傘下にあったが、AT&T は 2021 年 8 月に投資ファンド TPG キャピタルと共に独立新会社ディレク TV を設立し、新会社が衛星放送を含む有料放送事業を行うこととした。設立当初は AT&T が株式の 70%、TPG キャピタルが 30%を保有していたが、2025 年 7 月に AT&T は保有する全株式を TPG キャピタルに売却した。これにより、ディレク TV の経営権は TPG キャピタルに完全に移った。

### ４　ケーブルテレビ

ケーブルネットワーク事業者（番組供給事業者）が衛星を使って MSO（Multiple System Operator）と呼ばれるケーブルテレビ事業者に番組を供給している。大手 MSO には、チャーターコミュニケーションズ、コムキャスト、アルティス USA 等がある。ケーブルテレビ加入世帯数は、衛星放送や IPTV との競争激化、及びオンライン動画配信サービスの普及等を背景に減少傾向にある。

### ５　メディアコングロマリット

通信法制定を契機に放送と通信の融合が進んだことで、出版、放送、通信等の事業を総合的に経営するメディアコングロマリットが誕生した。2010 年代後半にオンライン動画配信サービスが本格的に興隆してからは、事業者の水平・垂直統合がより一層盛んになり、メディアコングロマリットの規模拡大が進展したが、買収・合併の動きは 2019 年末でひと段落している。

代表的なメディアコングロマリットには、コムキャスト、ウォルトディズニー（The Walt Disney Company）、Fox コーポレーション（Fox Corporation）、パラマウントスカイダンスコーポレーション（Paramount Skydance Corporation）、ワーナーブラザースディスカバリー（Warner Bros. Discovery：WBD）がある。

近年のケーブルテレビ市場の縮小を受け、一部のメディアコングロマリットはケーブルネットワーク部門を分離する動きを見せている。コムキャスト傘下の NBC ユニバーサル（NBCUniversal：NBCU）は 2026 年 1 月に同部門を新会社ヴァーサント（Versant）として独立させ、WBD は 2026 年半ばまでに自社を映画制作スタジオやオンライン動画配信サービス等の中核事業を手がける「ストリーミング＆スタジオ（Streaming & Studio）」と、ケーブルネットワーク事業者を集約する「グローバルネットワークス（Global Networks）」の 2 社に分割する計画である。

### ６　オンライン動画配信

オンライン動画配信市場を牽引しているのは、ネットフリックス（Netflix）やアマゾンプライムビデオ（Amazon Prime Video）に代表される定額制オンデマンド配信（Subscription Video On Demand：SVOD）であるが、近年は無料広告型のサービスである AVOD（Advertising Video On Demand）や FAST（Free Ad-supported Streaming TV）の人気が拡大している。このような流れの中で、大手 SVOD は広告付き廉価プランも提供している。

公共放送 PBS はメンバー局の放送番組をウェブサイト「pbs.org/livestream」上で同時配信しているほか、アマゾンプライムビデオや仮想多チャンネル映像番組配信事業者（virtual Multichannel Video Programming Distributor：vMVPD）である YouTube TV と提携して 150 チャンネル以上をオンラインで配信している。

### ７　国際放送

報道の自由がないとされている国に向けて米国や民主主義の価値観を発信するため、米国グローバルメディア局（U.S. Agency for Global Media：USAGM）が「1994 年国際放送法（International Broadcasting Act of 1994）」に基づき複数の国際放送機関を管理している。連邦政府予算で実施される国際放送には、国営放送の Voice of America（VOA）、キューバ向けの Radio-TV Martí、欧州向けの Radio Free Europe/Radio Liberty（RFE/RL）、アジア向けの Radio Free Asia

（RFA）、中東向けの Radio Sawa と AlhurraTV がある。

ただし、2025 年 3 月に USAGM を含む八つの政府機関の機能を大幅に縮小する大統領命令が発出されたことで、USAGM は各国際放送機関における人員削減や財政資金の打ち切りを実施した。例えば、VOA ではほぼ全職員にあたる 1,300 人余りが休職処分となり、報道機能が不全状態に陥った。VOA 公式ウェブサイトでは 3 月 15 日をもって更新が停止している。

## Ⅴ　運営体

### １　コムキャスト

Comcast Corporation

| | |
|---|---|
| URL | https://corporate.comcast.com/ |
| 所在地 | 1701 JFK Boulevard, Philadelphia, PA 19103, U.S.A |
| 幹　部 | Brian Roberts（会長兼最高経営責任者／Chairman and CEO） |

概要

ケーブルテレビ事業やブロードバンド事業を主軸とするが、2011 年に NBCU を買収しメディアコングロマリットとなった。地上ネットワーク NBC、ケーブルネットワーク MS Now、映画制作スタジオ Universal Pictures 等を傘下に置く。2018 年には英国の衛星放送最大手スカイ（Sky）も買収した。このほか、オンライン動画配信サービス「Peacock」を提供している。ただし、NBCU 傘下のケーブルネットワーク事業は 2026 年 1 月に新会社ヴァーサントとして独立した。

### ２　ウォルトディズニー

The Walt Disney Company

| | |
|---|---|
| URL | https://thewaltdisneycompany.com/ |
| 所在地 | 500 South Buena Vista Street Burbank, CA 91521, U.S.A |
| 幹　部 | Bob Iger（最高経営責任者／CEO） |

概要

映画製作・テレビ放送・オンライン動画配信部門の「ディズニーエンターテインメント（Disney Entertainment）」、スポーツメディア部門の「ESPN」、テーマパーク部門の「ディズニーエクスペリエンス（Disney Experiences）」を中核事業とするメディアコングロマリット。

ディズニーエンターテインメントの一部門として、地上ネットワーク ABC やオンライン動画配信サービスの「Disney＋」及び「Hulu」がある。ウォルトディズニーは Hulu 株式の 3 分の 2 を保有していたが、2025 年 6 月に残る株式をコムキャストから買収し、Hulu を完全子会社化した。Hulu アプリは 2026 年までに Disney＋アプリと統合され、Hulu ブランドは「スター（Star）」に代わって

ウォルトディズニーの国際動画配信ブランドとなる計画である。

### ３　Fox コーポレーション

Fox Corporation

| | |
|---|---|
| URL | https://www.foxcorporation.com/ |
| 所在地 | 1211 Avenue of the Americas, New York, NY 10036, U.S.A. |
| 幹　部 | Lachlan Murdoch（会長兼最高経営責任者／Executive Chair and CEO） |

概要

ウォルトディズニーが 2019 年 3 月に 21 世紀フォックス（21st Century Fox）を買収した際に、同社から分離される形で誕生したメディアコングロマリット。傘下に地上ネットワーク Fox、ケーブルネットワークの Fox News や Fox Sports、オンライン動画配信サービス「Tubi」等を抱える。

### ４　パラマウントスカイダンスコーポレーション

Paramount Skydance Corporation

| | |
|---|---|
| URL | https://www.paramount.com/ |
| 幹　部 | David Ellison（会長兼最高経営責任者／Chairman and CEO） |

概要

映画製作大手スカイダンスメディア（Skyedance Media）が 2025 年 8 月にメディア大手パラマウントグローバル（Paramount Global、旧 Viacom CBS）を買収し、新会社としてパラマウントスカイダンスコーポレーション（ブランド名：パラマウント）が誕生した。地上ネットワークの CBS、ケーブルネットワーク CBSN、オンライン動画配信サービス「Paramount＋」等を傘下に置く。

買収・合併計画は、トランプ大統領の対パラマウント訴訟等が障壁となり 1 年以上にわたって難航した。訴訟は、CBS の報道番組が報道を歪曲したとしてトランプ大統領が親会社のパラマウントに 200 億 USD の損害賠償を求めていたもの。しかし、パラマウントが和解金を支払うことで 2025 年 7 月に和解が成立すると、同月に FCC が合併を承認し、合併環境が整った。FCC のカー委員長によると、新会社は CBS に大幅な変更を加えることを約束した。

### ５　ワーナーブラザースディスカバリー（WBD）

Warner Bros. Discovery

| | |
|---|---|
| URL | https://www.wbd.com/ |
| 所在地 | 230 Park Avenue South, New York, NY 10003, U.S.A |
| 幹　部 | David Zaslav（社長兼最高経営責任者／President and CEO） |

概要

2022 年 4 月に AT&T が傘下のメディア部門であるワーナーメディア（WarnerMedia）とメディア大手ディスカバリー（Discovery）を統合し、新会社として設立されたメディアコングロマリット。ケーブルネットワークである CNN や HBO、映画制作スタジオ Warnar Bros 等を傘下に置き、オンライン動画配信サービス「Max」を提供している。

2026 年半ばまでに、映画制作スタジオやオンライン動画配信サービス等の中核事業を手がける「ストリーミング＆スタジオ」と、ケーブルネットワーク事業を担う「グローバルネットワークス」の 2 社に分割される計画である

### ６　ネクスター

Nexstar Media Group

| | |
|---|---|
| URL | https://www.nexstar.tv/ |
| 所在地 | 545 E John Carpenter Freeway Suite 700, Irving, TX 75062, U.S.A. |
| 幹　部 | Perry A. Sook（会長兼最高経営責任者／Chairman and CEO） |

概要

1996 年に Nexstar Broadcasting Group として設立された後、2016 年にメディアジェネラル（Media General）と合併したことで現在の社名に変更された。2019 年 9 月にトリビューン（Tribune）を買収し、米国最大の局運営会社となった。2025 年現在、200 超のテレビ局を所有・運営している。2022 年 10 月には地上ネットワーク CW を買収した。

### ７　全米放送事業者協会（NAB）

National Association of Broadcasters

| | |
|---|---|
| Tel. | ＋1 202 429 5300 |
| URL | https://www.nab.org/ |
| 所在地 | 1 M Street SE, Washington, DC 20003, U.S.A. |
| 幹　部 | Curtis LeGeyt（社長兼最高経営責任者／President and CEO） |

概要

1923 年に設立された商業放送事業者の全国組織で、業界の利益保護を目的に議会や FCC に対する働きかけを行うほか、番組内容の向上を目的に独自の自主規制を実施している。

### ８　NCTA インターネット・テレビ連盟

NCTA - The Internet & Television Association

| | |
|---|---|
| Tel. | ＋1 202 222 2300 |
| URL | https://www.ncta.com/ |

| | |
|---|---|
| 所在地 | 25 Massachusetts Avenue, NW - Suite 100, Washington, DC 20001, U.S.A. |
| 幹　部 | Cory Gardner（社長兼最高経営責任者／President and CEO） |

概要

1952 年に設立されたケーブルテレビ事業者の代表組織である。2001 年に、ブロードバンドの普及による通信・放送の融合を反映し、名称をケーブル電気通信連盟（National Cable & Telecommunications Association）から現在の名称に変更した。

**９　その他の主な事業者**

| 事業分野 | 事業者 | URL |
|---|---|---|
| 衛星放送 | ディレクTV | https://www.directv.com/explore/ |
| | ディッシュネットワーク | https://www.dish.com/ |
| ケーブルテレビ | チャーターコミュニケーションズ | https://corporate.charter.com/ |

# 電　　波

## Ⅰ　監督機関等

### １　監督機関

#### （１）連邦通信委員会（FCC）

（通信／Ⅰ－１の項参照）

電波監理に関連する主な部局は無線通信局（ほとんどの無線通信サービス）、メディア局（放送サービス）、国際局（衛星通信及び軌道位置）、執行局（電波監視）、公共安全・国土安全保障局（公共安全通信）及び工学・技術室（免許不要機器、技術支援）である。

#### （２）商務省国家電気通信情報庁（NTIA）

（通信／Ⅰ－２の項参照）

所掌事務

NTIA における電波監理は周波数管理室（Office of Spectrum Management : OSM）が中心となる。OSM の主な役割は以下のとおり。

・連邦政府用周波数の割当てに関する政策立案
・平時・戦時における周波数利用計画の策定
・国際的な無線会議への参加、決定事項の実施
・周波数分配

OSM は、省庁間無線諮問委員会（Interdepartment Radio Advisory Committee : IRAC）の支援の下、連邦政府用周波数管理を実施する。IRAC に参加する連邦政府機関は以下のとおり。農務省、空軍、陸軍、放送管理委員会、沿岸警備隊、DOC、エネルギー省、連邦航空局（Federal Aviation Administration : FAA）、DHS、内務省、法務省、国立航空宇宙局、国立科学財団、海軍、国務省、運輸省、財務省、郵便公社、退役軍人省。

## ２　標準化機関

### （１）米国標準・技術研究所（NIST）

National Institute of Standards and Technology

| | |
|---|---|
| Tel. | ＋1 301 975 2000 |
| URL | https://www.nist.gov/ |
| 所在地 | 100 Bureau Drive, Gaithersburg, MD 20899, U.S.A. |
| 幹　部 | Craig Burkhardt（局長代行／Acting Director） |

所掌事務

1988 年に商務省の米国標準局（National Bureau of Standards : NBS）が改組して設立された。「1995 年国家技術移転促進法（National Technology Transfer and Advancement Act of 1995）」の規定により、連邦政府における任意規格の利用促進に向けた調整権限が NIST に付与された。

### （２）米国国家規格協会（ANSI）

American National Standards Institute

| | | |
|---|---|---|
| Tel. | ＋1 202 293 8020 | ＋1 202 293 9287 |
| URL | https://www.ansi.org/ | |
| 所在地 | 1899 L Street, NW, 11th Floor, Washington, DC 20036, U.S.A. | |
| 幹　部 | Dr. Laurie E. Locascio（会長兼最高経営責任者／President and CEO） | |

所掌事務

国家規格制定権限を独占的に付与された指定法人である。ANSI 理事会に NIST 等関係省庁の代表者が理事として参加し、標準化活動を実施している。

## Ⅱ　電波監理政策の動向

### １　電波監理政策

（１）周波数管理

周波数の管理は、FCC と NTIA が分担し、NTIA は連邦政府の周波数管理を担当する。一方、FCC は個人、企業、地方自治体、公共安全（警察、消防、救急等）を含む非連邦政府の利用を管理する。共用する周波数帯については両者が協力する。FCC と NTIA は 2022 年 2 月に発表された周波数調整イニシアチブに従い、同年 8 月、締結後約 20 年ぶりとなる周波数調整に関する覚書を更新した。主な内容は以下のとおり。

・計画高度化のため、FCC 委員長と NTIA 次官補が四半期に一度、公式会合を開催する。

・長期的な展望を見通すため、FCC と NTIA の職員が 1 か月に一度意見交換を行い、周波数に関する取組みを共有する。

・調整機能向上のため、隣接する周波数帯に関する調整に、十分な時間を確保する。

・透明性やデータ共有向上のため、周波数調整に関する計画策定過程において、情報や懸念を共有する。

・紛争解決の明確化のため、FCC と NTIA は、指導部による検討プロセスを策定・導入するために協力する。

FCC は周波数管理に関連する戦略的な目標として以下を挙げている。

・市場志向の周波数分配政策及び割当ての改善政策を立案・実施することによる周波数改革の推進

・有害な電波干渉の積極的な防止と公共安全規則の厳密な適用

・周波数有効利用につながる適切かつ時宜を得た免許発行

・公共安全及び商用のために十分な周波数資源の提供と相互運用性の改善

（２）無線局免許

通信法第 301 条では、米国内でのすべての無線通信チャンネルをコントロールし、その有用性を確保するために、すべての無線機器（通信を行うものまたはエネルギー伝送を行うもの）に対して、別に定める場合を除いて、FCC の発行する免許を取得することを義務付けている。また、同第 302 条は FCC に、免許を受けて運用される無線通信に対して障害となる干渉を引き起こす可能性のある機器の製造・販売を規制する権限を与えている。

連邦政府の各省庁（米軍を含む）の無線局は NTIA を通じて周波数の使用許可を得る。連邦政府専用の周波数については NTIA が使用を許可するが、非連邦政府用との共用周波数帯の免許に関しては、NTIA が申請を受け付け FCC と協議を行う。逆の場合でも同様に協議される。この目的で NTIA と FCC はオンライン

での迅速な調整を行うシステムを構築している。

（３）免許不要機器

通信法は明示的には小電力の免許不要機器の存在を認めていないが、FCC は FCC 規則 15 部で規制される免許不要機器が同法と十分な整合性を持っていると主張している。免許手続が免除される無線局の運用を規定する規則には、低出力無線機器（免許不要で運用できる機器）を規制する FCC 規則 15 部、ISM（Industrial, Scientific and Medical）機器について規制する同 18 部、公衆電話回線に接続される端末機器を規定する同 68 部、同 90 部で規定される簡易な無線機を使用する無線サービス等がある。使用される無線機器は、原則、認証（Certification）を取得しなければならない。

（４）周波数割当

米国では、周波数割当方式として、比較聴聞（Comparative Hearing：1927 年導入）及び無差別選択（Random Selection：1984 年導入）が用いられてきた。その後、1986 年から周波数割当におけるオークション方式の検討が開始され、「1993 年包括財政調整法」により、翌 1994 年から同制度が導入された。同制度導入に際し、通信法第 309 条が改正され、第 i 項「無差別選択の適用」に代わり、第 j 項「競争入札の適用」の項が拡張された。これにより、新規に付与される免許の多くがオークションにより付与されることとなった。同法の規定により、オークション方式は、比較聴聞方式の例外規定として、「電波を使用する事業者が、その提供するサービスの対価を利用者から徴収する場合」の初期免許に対し、申請が競合する場合に限り適用される。そのため、同方式は、電力、交通、警察等への周波数割当には適用されない。

FCC がオークションを実施する権限は法律によって定められており、2022 年 12 月 29 日に成立した「2023 年連結歳出法（Consolidated Appropriations Act, 2023（H.R.2617））」によって、FCC のオークション権限は 2023 年 3 月 9 日まで延長された。

その後、FCC の周波数オークション権限は、2025 年 7 月に成立した「一つの大きな美しい法律（One Big Beautiful Bill Act：OBBBA）（H.R.1）」によって復活した。オークション権限は 2034 年まで付与され、当該期間中に最低 850 億 USD 以上のオークション収入を得ることが求められている。

1994 年の開始以来、2024 年 12 月までに 100 回の周波数オークションが実施されている。これまで実施されたすべてのオークションの落札額の合計は約 2,335 億 USD に達する。オークション収入は通信法の規定によって財務当局に納められる。

（５）指定事業体認定制度

競争入札において入札適格申請者として認められた者は、小規模事業者として

の入札クレジットを要求することができる。これは指定事業体（Designated Entities：DE）の認定を受けることによって可能となる。指定事業体とは、小規模事業者、マイノリティグループや女性のメンバーによって所有されている事業者及びルーラル事業者である。指定事業体の資格（DE 資格）を認められた落札者は、支払額の割引という優遇措置を受けることができる。小規模事業者の場合は売上高の規模に応じて、落札額から一定割合の入札クレジットが適用される。①過去 3 年間の平均売上高（average gross revenues）が 400 万 USD 以下の場合は 35%、②同 2,000 万 USD 以下の場合は 25%、③同 5,500 万 USD 以下の場合は 15%がそれぞれ割り引かれる。

指定事業体規定によると、DE 資格の認定において、「帰属持分（Attributable Interests)」と呼ばれる、資本を巡る所有関係が審査の対象となる。競争入札において DE 資格の認定を受けようとする小規模事業者は、当該事業者の企業支配権（controlling interests）を、法律上または事実上、誰が持っているかが審査される。法律上の支配とは、当該事業者の議決権株式を 50%以上持っていることが根拠となる。一方、事実上の支配については、ケースバイケースによって判断され、①当該事業者の取締役会または経営委員会の 50%以上を任命または指名する者、②当該事業者の日常業務を管理する上級役員の指名、昇格、降格及び解任する権限を持っている者、③当該事業者の経営上の意思決定において不可欠な役割を担っている者が誰なのかが審査される。審査に先立ち、当該事業者は資本関係の詳細な情報 を FCC に提出する義務を負う。

また、DE 資格の認定では、「重要な帰属関係（Attributable Material Relation-ships：AMR)」と呼ばれる、特定の周波数リース及び再販（卸売を含む）における帰属関係も審査の対象となる。AMR 規則は、小規模事業者やマイノリティに対して、オークションを通じて、周波数ベースの小売サービスの提供機会を与えることを保証するために、2006 年に FCC が制度化したものである。本規則によれば、競争入札において DE 資格の認定を受けようとする小規模事業者が、独立した事業体との間で一つ以上の周波数リースまたは再販の卸売契約を締結し、それが累積ベースで小規模事業者が保有する免許の周波数容量の 25%を超える場合は、独立した事業体との間において「重要な帰属関係」があると見なされ、原則的に DE 資格を得ることができない。

（６）免許移転

米国では、企業結合、事業譲渡、周波数の 2 次取引等によって、無線局の免許や権利（周波数を使用する権利や、無線局の設置許可等を含む）を保有する法人が変わったり、株式取得によって無線局免許を保有する法人の支配権が変わったりする場合には、その旨を書面で FCC に申請し、事前に FCC の承認を得なければならない。

このような FCC の審査権限は通信法第 310 条（Limitation on Holding and Transfer of Licenses）（d）項に規定され、FCC に申請し、かつ、「公共の利益、便宜及び必要（Public Interest, Convenience and Necessity）」にかなうと FCC が認めた場合を除いて、建設許可もしくは、局の免許、または、これらに基づく権利を、任意にもしくは意に反して、直接もしくは間接に、または、当該許可もしくは免許を保有する法人の支配の移転により、他の者に移転し、譲渡し、その他いかなる方法によっても処分してはならないと定められている。

（７）外資規制

米国では、外国人及び外国政府による無線局免許保有には、通信法第 310 条により、放送局、公衆電気通信事業者、航空機無線局または航空固定無線局の免許（broadcast or common carrier or aeronautical en route or aeronautical fixed radio station license）の免許人を直接的または間接的に支配する企業に対して、外国人投資家が 25%を超える投資を行うことを禁止する一方で、FCC が公共の利益の観点から、外国人投資家にこれを超える投資を認めることができる。

## ２　電波開放戦略

（１）国家周波数戦略

バイデン政権（当時）は 2023 年 11 月、民間部門と連邦政府機関の双方による周波数の革新的な新利用のために、2786MHz 幅の電波を特定する国家周波数戦略（National Spectrum Strategy：NSS）を発表した。また、バイデン大統領は「国家周波数政策の近代化と国家周波数戦略の確立に関する大統領覚書」を発表し､周波数が最大かつ最善の用途に役立てられるようにするため､信頼性があり、予測可能で、証拠に基づいたプロセスを促進する。国家周波数戦略は、先進的な無線技術を用いた最高のサービスをアメリカ国民に提供すると同時に、世界における米国のリーダーシップを促進するもので、これらの技術は、消費者向けの無線ネットワークだけでなく、航空、運輸、製造、エネルギー、宇宙といった重要な経済分野のサービスも向上させる。

米国政府は、最先端の無線技術の世界的リーダーであり続けるために、以下に示す周波数政策ビジョンを採択した。

・3GHz 帯の低域と 7-8GHz 帯を含む、民間利用を検討するための強力な周波数帯のパイプラインを特定する。

・政府内及び民間部門と公共部門の双方において、周波数帯の意思決定に関する調整を改善する。

・混雑している周波数帯をより集中的に利用できるようにするため、ダイナミックな周波数共用機能の開発等、先端技術に焦点を当てる。

・国家周波数人材計画の策定を通じて、周波数エコシステム人材を育成する。

NTIA は 2024 年 3 月、国家周波数戦略の目標を達成するためのロードマップ

である国家周波数戦略実施計画を発表した。実施計画では、特に、戦略で特定された 2786MHz の周波数帯について、潜在的な新規用途への適合性を判断するための綿密な調査のスケジュール、マイルストーン、担当機関について定められている。これには、商業利用を可能にするために、3GHz 帯低域の航空レーダーやその他連邦システムのリパッキング・縮帯・移転の可能性を研究することも含まれる。周波数パイプラインの構築は、公共部門及び民間部門の業務を遂行するための電波需要の増大に対応するために不可欠である。また、実施計画では、調整と計画の強化、研究開発（R&D）、人材育成の戦略的目標等、戦略の目標を達成するための成果、責任ある連邦政府機関、スケジュールが明記されている。 また、周波数政策形成のための新たな協力プロセスを構築するため、商務周波数管理諮問委員会（Commerce Spectrum Management Advisory Committee：CSMAC）を活用することを求めており、2026 年 9 月までに国家長期周波数計画プロセスを実施する予定である。周波数帯域の調査は 2024 年中に開始され、技術的な調査は 2025 年末までに完了する予定である。最終報告書と勧告は、以下に示すとおり、順次公開される予定である。

国家周波数戦略実施計画における周波数帯域の調査スケジュール

| 帯域 | 連邦周波数研究グループ／作業グループの開始 | 最終報告 |
|---|---|---|
| 37.0-37.6GHz | 2024 年 3 月 | 2024 年 11 月 |
| 18.1-18.6GHz | 2024 年 5 月 | 2025 年 5 月 |
| 5030-5091MHz | 2025 年 3 月 | 2026 年 3 月 |
| 3GHz低域（3.1-3.45GHz） | 2024 年 3 月 | 2026 年 10 月 |
| 7/8GHz（7125-8400MHz） | 2024 年 3 月 | 2026 年 10 月 |

出所：https://www.ntia.gov/press-release/2024/ntia-unveils-next-steps-national-spectrum-strategy

（２）周波数再編の取組状況

2018 年 10 月に、「アメリカの未来のための持続可能な電波戦略の開発に関する覚書」が、当時のトランプ大統領の署名によって発効した。現在使用されていない連邦政府用周波数を民間セクタに開放するための国家戦略を策定することで、高速無線データネットワークへの投資を促進することを連邦省庁に指示する覚書となっている。覚書の日付から 270 日以内に、NTIA は、OMB、OSTP、FCC、その他連邦政府機関と協議し、国家経済評議会、国家安全保障問題担当大統領補佐官を通じて、長期的な国家周波数戦略（立法、規制、その他政策勧告を含む）を大統領に提出しなければならない。これを受けて NTIA は 2018 年 12 月、周波

数のアクセス拡大、共用体制の改善、周波数管理の拡大、研究開発の活用等を含む、「アメリカの将来の持続可能な周波数戦略の策定に関する意見募集（Request For Comments：RFC）」を行った。

本覚書の要請に対応するため、2018年1月から2019年6月までに実施された周波数再編の取組状況に関する初めての年次報告書が2019年9月に発表された。第2次年次報告書は2020年12月に発表され、周波数再編の対象となるのは全部で26の周波数帯で、最終版は2023年3月に発表された。

周波数再編の取組状況に関する年次報告書最終版　（2023年3月）

| 周波数帯 | 再編の現状 |
|---|---|
| 512-698MHz<br>（完了） | 放送局のデジタルテレビ移行はほぼ完了し、一部市場で無線サービスが開始。 |
| 809-817MHz<br>854-862MHz<br>（完了） | 2021年4月、FCCは、800MHz移行管理者からのリバンドプログラム完了通知を受け、800MHzリバンドプログラムを終了する命令を採択。 |
| 896-901MHz<br>935-940MHz<br>（完了） | 2020年5月、FCCは、重要なインフラストラクチャを含むブロードバンド技術とサービスの開発を促進するため、900MHz帯域を再構成する命令を発表。2021年5月、FCCは900MHzブロードバンドセグメント免許の申請受付を開始し、2021年8月に最初の免許が発行。 |
| 1300-1350MHz<br>（継続中） | 現在、当該帯域は主に連邦政府のレーダーに使用され、連邦政府以外のレーダーにもわずかに使用されている。連邦航空局（FAA）、国防総省（DOD）、国土安全保障省（DHS）は、少なくとも30MHz幅を目標に、無線サービスとの共用を検討。 |
| 1526-1536MHz<br>1627.5-1637.5MHz<br>1646.5-1656.5MHz<br>（継続中） | 当該三つのサブバンドは、連邦及び非連邦の移動衛星業務（補助地上コンポーネント（ATC）を含む）に割り当てられた1525-1559MHz及び1626.5-1660MHz帯域内にある。リガド社（Ligado）は当該バンドでの地上運用について条件付きで承認を受けている。しかし、GPS業界と連邦政府は再考を求める嘆願書を提出、その結果、2021年度及び2022年度の国防授権法（NDAA）におい |

| | |
|---|---|
| | て、当該帯域に関連するDODの活動に言及する文言がいくつか盛り込まれ、全米科学・工学・医学アカデミー（National Academies of Science, Engineering, and Medicine）による独立した技術調査が義務付けられた。 |
| 1675-1680MHz<br>（継続中） | 当該帯域は米国海洋大気庁（NOAA）がパイプライン計画の一部として調査しており、商業用の地上無線サービスと共用可能かどうかを判断するため、FCCの規則制定手続の対象となっている。NOAAの調査結果は、最終的な発表に向けて準備中。 |
| 1695-1710MHz<br>1755-1780MHz<br>2155-2180MHz<br>（完了） | FCCは2015年にAWS-3バンド（65MHz）オークションを実施し無線サービスに割り当てたが、一部の場所で連邦政府との共用が継続している。移行はほぼ完了しており、2025年までには完了する予定。 |
| 2483.5-2495MHz<br>（完了） | 当該周波数はグローバルスター社に免許されているが、FCCはWi-Fiのプライマリーバンドに隣接する地上低出力サービスの規制緩和を実施。 |
| 2496-2690MHz<br>（継続中） | FCCは既存の教育ブロードバンドサービス（EBS）の免許人に柔軟性を与えるとともに、未使用の周波数を獲得する新たな機会を追加するための規則を採択。FCCは2021年1月にオークションの入札手続についてコメントを求め、オークションでの入札は2022年7月に開始された。 |
| 3100-3550MHz<br>（継続中） | NTIAは2020年1月、商用サービスが既存事業に影響を与えることなく運用できるかどうかを判断するための技術的実現可能性調査を発表し、周波数共有が可能である可能性を示した。当該オークションは2022年1月に終了し、225億USD以上の資金が調達された。2021年11月15日、大統領はインフラ投資・雇用法（Infrastructure Investment and Jobs Act）に署名し、同法第90008条はDODに対し、3100-3450MHz帯を連邦政府と非連邦政府で共用するために再割当することを検討するよう指示した。DODは、国の政策立案者、既存ユーザ、産業界と協 |

| | |
|---|---|
| | 力して、3100-3450MHz帯の研究を進めている。 |
| 3550-3700MHz<br>（完了） | 市民ブロードバンド無線サービスにおける優先アクセス免許（PAL）のオークションは2020年8月に終了し、FCCは免許申請の大半を許可した。更にFCCは、PAL及び規則で認可された一般認可アクセス（GAA）ユーザによる商用周波数利用を促進するため、六つのスペクトラムアクセスシステム（SAS）管理者を認可した。 |
| 3700-3980MHz<br>（継続中） | FCCは280MHzのCバンド周波数帯を商用無線サービスに利用できるようにした。当該帯域の免許のオークションは810億USD以上の収入に達し、FCCは2021年7月に免許申請の大部分を許可した。FCCは、同帯域の移行を促進するため、移転支払クリアリングハウス、移転コーディネータ、影響を受ける利害関係者と緊密に協力してきた。FAAがレーダー高度計への干渉に対処するため複数の耐空性指令（AD）を発行したことを受け、FCC、FAA、ホワイトハウスはNTIAの技術支援を受けて、無線プロバイダの自主的な緩和策や航空機の運用制限を通じて、2023年6月30日までに5Gサービスを安全かつ迅速に展開するよう交渉した。2019年世界無線通信会議（WRC-19）では、国際移動通信（IMT）／5G用の周波数帯として3.6-3.8GHzの特定がWRC-23の会議の議題とされた。 |
| 4940-4990MHz<br>（継続中） | FCCは、4.9GHz帯の利用を拡大する方法を模索し続けている。2020年9月、FCCは、各州で一つの事業者が、最大50MHzまでの周波数帯を、公共安全以外の運用を含む固定または移動利用のために第三者にリースすることを認める規則を採択した。しかし、FCCは2021年5月に当該命令を保留後、取り消した。同時に、FCCは当該帯域の公共安全以外の利用の可能性についてコメントを求めた。 |
| 5850-5925MHz<br>（継続中） | 2020年11月、FCCは、移行期間の終了時に、同帯域の下部45MHzをWi-Fiを含む免許不要の使用に、上部30MHzをLTE C-V2X（Long Term Evolutions Cellular Vehicle |

| | |
|---|---|
| | to Everything）ITS（Intelligent Transportation Systems）技術の使用に指定した。 |
| 5925-7125MHz<br>（完了） | 2020年4月、FCCは当該帯域で免許不要で運用できる機器の種類を拡大する報告書と命令を発表した。WRC-23では、IMT/5G用の上位100MHz（7025-7125MHz）の国際的な周波数の特定が検討された。また、ITU第1地域におけるIMT/5G用の周波数帯として、6425-7025MHzの特定も検討された。 |
| 24.25-24.45GHz<br>24.75-25.25GHz<br>（完了） | FCCは、2019年に700MHz幅のオークションを柔軟な使用規則の下で利用可能にした。WRC-19では、当該周波数帯が5G用に特定、不要輻射のレベルが検討された。 |
| 27.5-28.35GHz<br>（完了） | FCCは、28GHz帯の850MHz幅を柔軟な使用規則の下で利用可能とし、2019年に28GHz帯免許のオークションを完了した。 |
| 25.25-27.5GHz<br>（継続中） | FCCは、26GHz帯の共同利用の可能性についてコメントを求めた。FCCは「Spectrum Frontiers」手続において、当該帯域と他の帯域における柔軟な使用のために、追加のハイバンド周波数の再編を検討するため、規則制定案を通知した。WRC-19では、当該帯域が5G用であることが確認された。 |
| 37-37.6GHz<br>（継続中） | FCCは連邦及び非連邦機関による37GHz帯低域の共用メカニズムに関する意見募集を実施。37-43.5GHz帯はWRC-19で5Gに特定された。 |
| 37.6-38.6GHz<br>38.6-40GHz<br>47.2-48.2GHz<br>（完了） | FCCは、37GHz高帯域、39GHz帯及び47GHz帯で3.4GHz幅を使用可能とし、39GHz帯では既存の周波数使用権を維持しつつ、当該帯域の連続した周波数に対する新たな免許を割り当てるためのインセンティブオークションを実施した。 |
| 42-42.5GHz<br>（継続中） | FCCは42GHz帯の共同利用の可能性について意見募集を実施。当該帯域はWRC-19で5Gに特定された。 |

| | |
|---|---|
| 50.4-52.6GHz<br>（継続中） | FCCは地上業務で柔軟に使用可能とすることについて意見募集を実施し、固定衛星サービス事業者が、50.4-51.4GHz帯で送信する個別認可の地球局を運用できる規則を採択した。しかし、WRC-19では50.4-52.6GHzの割当てについては「変更なし」の状態が維持され、5Gに特定されなかった。 |
| 64-71GHz<br>（完了） | 免許不要の57-64GHz帯に隣接する64-71GHzの7GHz帯は、免許不要での利用が可能。2021年7月、FCCは、57-64GHz帯セグメントで運用される免許不要の電界妨害センサー装置（レーダー等）の運用の柔軟性を拡大する規則を提案した。 |
| 95-3000GHz<br>（継続中） | FCCは95GHzから3THzまでの周波数を使用するための新たなカテゴリの実験免許を創設。これらの免許は、電波天文学のように、当該帯域に複数の国際的な1次割当を有する既存の受動的周波数利用者との調整を必要とする。 |
| 116-123GHz<br>174.8-182GHz<br>185-190GHz<br>244-246GHz<br>（完了） | FCCは、連邦及び非連邦政府が共用ベースで、当該帯域で21GHz幅以上を、免許不要で利用することを可能とした。 |

出所：U.S. Department of Commerce, Annual Report on the Status of Spectrum Repurposing and Other Initiatives, March 2023

（３）新たな周波数の確保

2018 年 3 月に成立した「2018 年度包括歳出法（PL115-141）」の第 P 部「2018 年レイバーム法（Repack Airwaves Yielding Better Access for Users of Modern Services Act of 2018：RAY BAUM’S ACT OF 2018）」の第 6 編「モバイルナウ法（Making Opportunities for Broadband Investment and Limiting Excessive and Needless Obstacles to Wireless Act：MOBILE NOW Act）」では、移動及び固定の無線ブロードバンド利用のために、連邦政府及び非連邦政府の周波数から合計で最低 255MHz 幅を特定することが規定されている。そのうち 100MHz 幅は 8000MHz 以下で免許不要で、6000MHz 以下で特定された 100MHz 幅は免許制で、残る 55MHz 幅は 8000MHz 以下から特定し免許制、免許不要、または両者の組合せで利用できるようにする。

モバイルナウ法に基づき NTIA は FCC と協力して、現在、DOD や DHS のレーダーが使っている 3.1-3.55GHz 帯での官民周波数共用の可能性について検討し、3450-3550MHz での DOD との周波数共用が可能であると結論付けた。これを踏まえ、ホワイトハウスと DOD は、2020 年 8 月、CBRS 帯に隣接する 3450-3550MHz を 2022 年半ばまでに全国規模で商用 5G 向けに開放することを発表し、2021 年 12 月にオークションによって周波数を割り当てることを表明した。NTIA は FCC に対して連邦政府ユーザとの共用をベースとした民間への周波数割当規則を策定するよう要請、FCC は 2020 年 9 月に報告及び命令（R&O）並びに追加規則制定提案告示（Further Notice of Proposed Rulemaking：FNPRM）を発表した。

2021 年 11 月に成立した「インフラ投資及び雇用法（Infrastructure Investment and Jobs Act （H.R. 3684））」の第 90008 条（SPECTRUM AUCTIONS）では、3.1-3.45GHz 帯をオークションにかけることが規定された。同条は、オークション実施前に、DOD に対して、3.1-3.45GHz 帯の官民周波数共用に関する調査等を義務付け、「周波数再編基金」から 5,000 万 USD を、研究開発、エンジニアリング検討、経済分析、周波数移行等のため、DOD に提供することを規定している。DOD は 21 か月以内に、3.1-3.45GHz 帯で官民共用可能な帯域を大統領及び FCC に報告する。これを受けて、FCC は 2024 年 11 月 30 日以降に特定された帯域のオークション手続を開始するが、2025 年 5 月 31 日が官民共用を可能とする周波数割当計画の変更ができる最も早い時期となっていた。

3.1-3.45GHz 帯オークションは、2022 年 7 月に成立した「2022 年周波数イノベーション法」により、法律の施行日から 7 年以内にオークションを開始することが規定された。なお、連邦政府の周波数の移転及び共用に係る費用はオークション収入によって賄われ、費用の 110%に相当する金額が「周波数再編基金」に繰り入れられる。残ったオークション収入は、同法第 601 条によって財務省に設置された「公共安全及び安全ネットワーク基金（Public Safety and Secure Networks Fund）」に繰り入れられる。当該基金は 2496-2690MHz 帯及び 3.1-3.45GHz 帯のオークション収入を原資とし、赤字削減に充当する金額を除いた額が繰り入れられ、使途には「安全で信頼できる通信ネットワーク償還プログラム」等への支出が含まれていた。

2025 年 7 月に成立した「一つの大きな美しい法律」では、1.3GHz から 10.5GHz までの帯域から 800MHz 幅を特定し、3.98-4.2GHz 帯（C バンド）の少なくとも 100MHz 幅を含む最低 300MHz 幅をオークションにかけ、C バンドは 2027 年 7 月までに、残る 200MHz 幅は 2034 年 9 月までにオークションを実施することが定められている。また、フルパワーの商業利用のために 500MHz 幅を連邦周波数から確保しなければならない。ただし、DOD が使用する 3.1-3.45GHz 帯と 7.4-8.4GHz 帯は除外されており、DOD によれば 3.1-3.45GHz 帯は 2025 年 1 月にト

ランプ大統領が発表した国家ミサイル防衛計画「ゴールデンドーム」の実現に不可欠な帯域であるとしている。2025 年 9 月の NTIA 電波政策シンポジウムでは、NTIA が開放予定の帯域として、1675-1680MHz（気象衛星）の 5MHz 幅とその隣接帯域の L バンドの 15MHz 幅のほか、7125-7400MHz（科学・気象業務）、1680-1695MHz（気象衛星ダウンリンク）、2700-2900MHz（航空交通管制、次世代気象レーダー）、4400-4940MHz（連邦政府用の P2P データリンク、電波天文、公共安全）を検討することを発表した。

（４）周波数配分をめぐる検討

①5925-7125MHz 帯

FCC は 2017 年 8 月、ミッドバンド周波数（3.7-24GHz）での無線ブロードバンドのサービス機会を拡大するための方法についてコメントを求める新たな情報請求告示（Notice Of Inquiry : NOI）を発表した。具体的には 3.7-4.2GHz、5.925-6.425GHz、6.425-7.125GHz の三つのバンドを特定してコメントを求めるとともに、その他の非連邦政府用のミッドバンドについても柔軟な利用に適した帯域の拡大についてコメントを募った。

これに対して、2017 年 10 月、アップル、シスコ（Cisco）、グーグル、フェイスブック（現メタ）、ブロードコム（Broadcom）、インテル（Intel）、クアルコム（Qualcomm）、ヒューレット・パッカード・エンタープライズ（Hewlett Packard Enterprise : HPE）を含む約 30 社が、6GHz 帯での免許不要利用の帯域を拡大するよう、FCC に要求した。FCC に対する提案としては、6GHz 帯に複数のサブバンドを設け、当該帯域で運用されている既存免許人を適切に保護するために、各セグメントの技術条件や干渉保護規定を定めることを FCC に要請していた。

これらの意見を反映し FCC は 2018 年 10 月、6GHz 帯（5.925-7.125GHz）の 1200MHz 幅を、免許不要での利用に開放する提案を満場一致で採択、当該周波数帯を免許不要で開放する枠組みの R&O を 2020 年 4 月に発出した。免許不要での利用が可能となる 6GHz 帯は、四つのサブバンドに区分され、標準電力と低電力の 2 種類のデバイスでの利用が可能となった。標準電力のデバイスが使用する合計 850MHz 幅の帯域（U-NII-5 及び 7）では、既存の固定リンクへの干渉を防ぐために、自動周波数調整（Automated Frequency Coordination : AFC）システムを導入することが求められる。AFC とは、該当するデータベースに基づいて、免許されたシステムのコーディネーションコンターを決定し、これらのシステムへの有害な干渉を回避するために使用可能な周波数を特定するメカニズムである。免許不要デバイスは、AFC システムが指定した周波数帯のみで運用が可能となる。FCC は 2024 年 2 月、クアルコム、ブロードコム、コムサーチ（Comsearch）、フェデレーテッド・ワイヤレス（Federated Wireless）、ソニー（Sony）、Wi-Fi アライアンス、ワイヤレスブロードバンドアライアンスの AFC システムを正式に

承認した。

免許不要での利用が可能なデバイスクラス

| 区分 | デバイスクラス | 運用帯域 |
|---|---|---|
| 標準電力 | AP（AFC制御） | U-NII-5（5925-6425MHz：500MHz幅）<br>U-NII-7（6525-6875MHz：350MHz幅） |
| | 固定クライアント（AFC制御） | |
| | AP接続クライアント | |
| 低電力 | AP（屋内限定） | U-NII-5（5925-6425MHz：500MHz幅）<br>U-NII-6（6425-6525MHz：100MHz幅）<br>U-NII-7（6525-6875MHz：350MHz幅）<br>U-NII-8（6875-7125MHz：250MHz幅） |
| | AP接続クライアント | |

AP：Access Point

U-NII：Unlicensed National Information Infrastructure

出所：https://www.fcc.gov/document/oet-announces-commencement-testing-6-ghz-band-afc-systems

その後、FCC は 2024 年 12 月、1200MHz 幅全体で超低電力（Very Low Power：VLP）デバイスでの運用を認める新たな規則を採択した。VLP デバイスは運用場所に制限がなく、AFC 制御下で運用する必要はないが、送信電力制御を実装することが求められる一方で、固定屋外インフラの一部として運用することは禁じられている。

②12.7GHz 帯等

12.7GHz 帯については、FCC が 2022 年 10 月に、5G や 6G を含む次世代サービスによる 12.7GHz 帯（12.7-13.25GHz）の利用に関する情報請求告示及び命令（Notice of Inquiry and Order）を発出した。12.7GHz 帯は国内では 1 次業務として地上の移動業務に配分されているため、モバイルブロードバンドでの利用が最適であるとされている。FCC は NOI において、12.7GHz 帯の効率的かつ集約的な利用を促進する方策、既存免許人を保護しながら新たな用途での利用機会を提供する周波数共用の方策、既存免許人の一部またはすべてを移転する必要性、隣接帯域で運用されている既存サービスの保護レベル等について、情報を求めていた。

FCC は、12.2GHz 帯について、特に成長する衛星ブロードバンド市場におけるサービスにおいて、有害な干渉等を避けるために、双方向かつ高出力の地上での移動通信の利用を許可しないとし、また、12.7GHz 帯では、帯域の一部またはすべてをモバイルブロードバンドまたはその他の拡張用途に再利用することを提案していた。その後、FCC は 2023 年 5 月、12.2-12.7GHz 帯を次世代衛星ブロードバンドに割り当て、同帯域での地上固定無線利用の拡大や免許不要局の導入に関する FNPRM を発表し、12.7-13.25GHz 帯については、モバイルブロードバンド等の用途に再利用することを提案した。

その後、FCC は 2025 年 5 月、宇宙分野での米国のリーダーシップを確保し、衛星ブロードバンドの利用可能性を拡大するため、20000MHz 以上の周波数幅を衛星接続向けに開放する手続を開始することを決定した。規則制定提案告示では、12.7-13.25GHz 帯のほか、42.0-42.5GHz 帯、51.4-52.4 GHz 帯、及び W バンド（92.0-94.0GHz、94.1-100GHz、102.0-109.5GHz、111.8-114.25GHz）の四つの周波数帯を、衛星ブロードバンドで利用可能とするための意見募集を開始した。

③モバイル周波数の衛星利用

FCC は 2024 年 3 月、衛星と移動電話の直接通信を可能にする「宇宙からの補完カバレッジ（Supplemental Coverage from Space：SCS）」に関する新たな規制枠組の最終規則を採択した。SCS は 2 次業務として移動衛星業務（Mobile-Satellite Service：MSS）を認めるもので、対象周波数は 600MHz 帯（614-652MHz、663-698MHz）、700MHz 帯（698-769MHz、775-799MHz、805-806MHz）、800MHz 帯（824-849MHz、869-894MHz）、ブロードバンド PCS（1,850-1,915MHz、1,930-1,995MHz）、AWS-H（1,915-1,920MHz、1,995-2,000MHz）が含まれる。FCC は、周波数を保有する免許人が衛星事業者に周波数へのアクセスをリースすることに同意した場合に、SCS を許可する。SCS の事業化に向けては、AST SpaceMobile と AT&T、SpaceX と T-モバイル US 等がそれぞれ提携している。SCS により、移動電話の全国カバレッジの促進や、緊急通信の利用可能性の拡大が期待されている。

④18GHz 帯

2023 年の国家周波数戦略（NSS）に従い、NASA と DOD は共同報告書「18GHz 帯報告書（18GHz Band Report）」を 2025 年 3 月に発表した。WRC-23 により 18.1-18.6GHz（18GHz 帯）が宇宙間利用のために追加割当されたことを受け、当該帯域における衛星間サービス（InterSatellite Service：ISS）の商業利用を可能とし、1 次業務として連邦政府と周波数を共同利用する方針が示された。これにより FCC は、18GHz 帯の ISS への周波数割当や、当該サービス規則の制定が求められる。

**３　5G 及び 6G 政策**

DOD は 2020 年 5 月に、5G 無線通信技術に関する 5G 戦略を発表した。当該戦略は、5G を保護するための国家戦略を実装するための DOD アプローチを提供し、「NDAA 2020」の第 254 条を根拠としている。新戦略では、次の 4 点に取り組む必要があるとしている。

①ミリ波、周波数共用、オープンアーキテクチャ、仮想化技術等の技術開発の促進

②5G の脆弱性の評価、リスク緩和、及び運用

③FCC、NIST、NTIA 等と連携し、3GPP（Third Generation Partnership Project）に参画するほか、ダイナミック周波数共用等、5G の基準や政策作りで主導的地位を果たすこと

④国務省と連携し、同盟国や産業界、議会の関与を強化すること。米軍は、既に基地を試験場として米企業に提供するため、国家周波数コンソーシアムを通じ、スマート倉庫、拡張現実／仮想現実、周波数共用のための 5G プロトタイプテストベッドやアプリケーション等の開発を推進

「NDAA 2021」では、DOD 全体及び民間部門との協力と統合を強化し、戦闘員への新機能の提供を加速するため、5G 及び次世代 CFT（Cross-Functional Team）の設立が義務付けられた。CFT は 2022 年 3 月に設立され、変革的 5G 及び次世代無線ネットワーク技術の採用を加速させ、あらゆる場所で国防軍が効果的に活動できるようにする。

NTIA は 2024 年 5 月、6G 無線システムに関する行政府の政策決定の指針とするため、その開発状況について情報を求めるパブリックコメントの募集を開始した。NTIA は、①6G の実験室での試験や実地試験、商用サービス開始の時期、6G の利用を加速させる可能性のある技術、②社会のすべての層が 6G の恩恵を受けられるようにするために米国政府がとるべき措置、③ネットワークのパフォーマンスや可用性に影響を与える自然災害、人災の発生時において、6G によるネットワークレジリエンス向上の手法、について意見を募集している。ただし、6G 関連の周波数問題は対象としていない。

米国下院では 2025 年 3 月、「Future Uses of Technology Upholding Reliable and Enhanced（FUTURE）Networks Act」法案が可決された。当該法案は、FCC に対して、業界関係者、公益保護団体代表、政府の専門家で構成される「6G タスクフォース」を設置することを指示するもので、6G タスクフォースは、「6G における標準化団体の役割」「6G 技術で考えられるユースケース」「サプライチェーンやサイバーセキュリティ等の潜在的脅威」「省庁間の調整と展開の促進」について取りまとめた報告書を発表することが義務付けられている。

FCC に技術的なアドバイスを提供する FCC 技術諮問委員会（Technological Advisory Council：TAC）は 2025 年 8 月、6G 作業班報告書（6G Working Group

Report）を発表した。2024～2025 年の作業項目は、6G インフラの要件、6G の標準化動向、6G システムのミリ波／テラヘルツ波の利用機会、6G 技術の活用分野等を含む 13 項目であった。

**４　周波数オークション**

（１）3.5GHz 帯

FCC は、2012 年 12 月、政府（海軍レーダー）が使用している 3.5GHz 帯（3550-3650MHz）を商業利用と共用可能な新たな CBRS として割り当てる規則制定提案・命令書を公表し、FCC 規則の改正に着手した。これにより、高出力スモールセル（商用移動体通信網含む）や免許不要等、2 次アクセスや一般認可アクセスの用途として、周波数共用をベースとした周波数の有効利用を図る。

FCC が 2015 年 4 月に公表した規則制定提案では、2 次アクセスを優先アクセス免許（Priority Access License：PAL）と定義し 3550-3650MHz（100MHz 幅）を配分、全国を国勢調査統計区に基づく約 7 万 4,000 地区に分割した地域免許を、チャンネル幅 10MHz 単位でオークションにより割り当て、免許期間を原則 3 年間とすることが提案された。一般許可アクセス（General Authorized Access：GAA）には、3550-3700MHz（150MHz 幅）が割り当てられた。そのうち 3650-3700MHz（50MHz 幅）は GAA 専用帯域として配分され、3550-3650MHz は未使用 PAL がある場合に GAA も利用することができる。その後 FCC は 2018 年 10 月に、同帯域への投資とその効率的な利用を促すことを目的に、PAL の免許単位をこれまでの国勢調査統計区からより大きな郡の規模へ拡大、免許期間を 3 年から 10 年へ延長、免許更新時の運用要件の確立、各免許区域で七つの PAL 免許を確保、農村及び部族組織への入札クレジット（落札額の割引）の適用、PAL 免許の帯域及び地域分割の許容（2 次市場向け）、CBRS 登録情報保護のためのセキュリティ要件の更新等を含む規則の変更を発表した。FCC は 2019 年 9 月、郡単位で 7 枠（10MHz 幅／枠）の PAL 免許（合計 2 万 2,631 件）のオークションを 2020 年 6 月 25 日に開始する方針を示した。

PAL 及び GAA へのチャンネルの動的割当は、SAS 管理者が運用するデータベースシステムによって行われる。SAS は、他の SAS、FCC データベース、及び電波環境検知機能（Environmental Sensing Capability：ESC）からの情報に基づき、ある地域において固定局である市民ブロードバンド無線サービスデバイス（Citizens Broadband Radio Service Device：CBSD）が利用できるチャンネルを判断し、その最大許容伝送出力を設定して、CBSD にその情報を伝達する。SAS は、CBSD の ID 情報と位置情報の登録及び認証を行い、該当するチャンネルでの PAL または GAA の利用者による CBSD の運用を管理する。

FCC は 2019 年 4 月、3.5GHz 帯を使用する海軍レーダーの信号を検知するセンサネットワークを提供する ESC プロバイダとしてコムスコープ（CommScope）、

フェデレーテッド・ワイヤレス（Federated Wireless）及びグーグルの 3 社を正式に認可し、同年 7 月に 3 社が提出した ESC ネットワークプランを承認した。また、FCC は 2019 年 9 月、SAS 管理者としてグーグル、フェデレーテッド・ワイヤレス、コムスコープ、Amdocs 及びソニーが運用する SAS が FCC のラボテストを通過したと発表し、初期商用展開（Initial Commercial Deployment：ICD）の開始が承認された。FCC は、遅れていた SAS 管理者の正式な承認を、2020 年 1 月の告示によって実施し、コムスコープ、フェデレーテッド・ワイヤレス、グーグル、ソニーの 4 社を、3.55-3.7GHz 帯の SAS 管理者として認定し、2020 年 4 月には Amdocs を認定した。その後、2021 年 3 月に Key Bridge が ESC プロバイダ及び SAS 管理者として認定された。

FCC は、2020 年 2 月、3.5GHz 帯のオークション（オークション番号 105）の枠組みを決定、これまでの周波数オークションで最も多い 2 万 2,631 件の周波数免許が PAL としてオークションにかけられた。オークションは 2020 年 7 月 23 日に開始され、8 月 25 日に終了した。271 者が参加したオークションは 76 ラウンドで終了し、落札総額は 45 億 8,566 万 3,345USD となり、2 万 2,631 件の免許のうち 2 万 625 件が落札された。落札総額が最も多かったのはベライゾンの 18 億 9,000 万 USD で、次いでウェッターホーン・ワイヤレス（Wetterhorn Wireless（ディッシュネットワーク））の約 9 億 1,300 万 USD。以下、スペクトラムワイヤレスホールディングス（Spectrum Wireless Holdings（チャーターコミュニケーションズ））が 4 億 6,400 万 USD、XF ワイヤレスインベストメント（XF Wireless Investment（コムキャスト））が 4 億 5,900 万 USD、コックスコミュニケーションズが 2 億 1,300 万 USD と続いている。T-モバイル US の落札額は 600 万 USD 以下、AT&T は落札していない。

（２）28GHz 帯及び 24GHz 帯オークション

5G 周波数として配分されたミリ波帯の周波数オークションは、28GHz 帯については 2018 年 11 月 14 日から 2019 年 1 月 24 日まで実施され、2,965 件の郡単位の免許が総額 7 億 257 万 2,410USD で落札された（オークション番号 101）。続けて 24GHz 帯の周波数オークションが 2019 年 3 月 14 日から同年 5 月 28 日まで実施され、2,904 件の PEA（Partial Economic Area）の免許が総額 20 億 2,426 万 8,941USD で落札された（オークション番号 102）。

（３）37GHz、39GHz 及び 42GHz 帯オークション

FCC は 2019 年 4 月、第 3 の 5G 周波数オークション（オークション番号 103）の申請と入札手続の提案に対するコメント募集を開始した（コメントの締切は 2019 年 5 月）。本オークションは、37GHz、39GHz 及び 47GHz の三つのバンドを一斉にオークションにかけるもので、37GHz 帯は 1000MHz 幅（100MHz 幅×10 ブロック）、39GHz 帯は 1400MHz 幅（100MHz 幅×14 ブロック）、47GHz 帯

は 1000MHz 幅（100MHz 幅×10 ブロック）の合計 3400MHz 幅が割り当てられる。また、39GHz 帯はインセンティブオークションが適用され、当該帯域をオークションのために返還する既存免許人に対して補償金を付与する。

オークション方式は、PEA の免許エリアごとに 100MHz 幅のブロックをオークションにかけ、クロックフェーズと割当フェーズの 2 段階からなる。クロックフェーズでは、各 PEA の免許エリアごとに、二つのカテゴリ（37GHz/39GHz 及び 47GHz）において汎用ブロック（Generic Blocks）に対して入札することができる。クロックフェーズでは、汎用ブロックの落札者と、39GHz 帯の周波数使用権の放棄を選択した 39GHz 帯既存免許人に支払われるべきインセンティブ支払額が、それぞれ決まる。また、割当フェーズでは、連続した周波数ブロックの割当てを確保しながら、特定の周波数免許に入札することができる。

当該オークションは（オークション番号 103）2019 年 12 月 10 日に開始され、2020 年 3 月 5 日に終了した。オークションの落札総額は 75 億 7,000 万 USD で、落札者を含む落札結果の詳細は 2020 年 3 月に発表され、ベライゾン、AT&T、T-モバイル US が落札額トップ 3 となった。落札総額トップは、ストレートパス・スペクトラム（Straight Path Spectrum）を通じてオークションに参加したベライゾンで、PEA の 411 地区 4,940 件の免許を約 34 億 USD で落札した。ベライゾンが落札したのは、MN バンド （37.6-38.6GHz、38.6-40GHz）のみ。ファイバタワー・スペクトラム・ホールディングス（FiberTower Spectrum Holdings）として参加した AT&T は、411 地区で 3,267 件の免許を約 23 億 8,000 万 USD で落札した。同社も、落札したのは MN バンドのみ。T-モバイル US は、399 地区で 2,384 件の免許を 9 億 3,100 万 USD で落札し、同社は 47GHz 帯、37-39GHz 帯の両方で免許を落札した。

（４）3.7-3.98GHz 帯（C バンド）オークション

FCC は、2020 年 2 月、衛星事業者（インテルサット（Intelsat）、SES、ユーテルサット（Eutelsat）、テレサット（Telesat）、及びスターワン（Star One））に最大 97 億 USD の周波数移転にかかる奨励金を支払うことを含む C バンド周波数オークション規則案を採択し、意見募集にかけた。C バンドは現在、テレビ・ラジオ放送を衛星経由で伝送するためにダウンリンクとして使われているが、FCC はこの帯域を 5G に開放することが重要だとしている。今回の案では、インテルサットが最大 49 億 USD の支払いを受けることになる。FCC は、奨励金のほかにも、既存免許人が別の帯域に移行する費用を補てんするために最大 52 億 USD を支払うことを認めた。

FCC は、3.7-4.2GHz 帯のうち、モバイル用に 3.7-4.0GHz を配分し、280MHz 幅（3.7-3.98GHz）をオークションにかける。隣接する 3.98-4.0GHz（200MHz 幅）は衛星とのガードバンドとし、現在、3.7-4.0GHz で運用中の既存衛星は 4.0-

4.2GHz（200MHz 幅）へリパッキングされる。

衛星の移行期限は 2025 年 12 月 5 日であるが、リパック手続を早めることができる資格のある宇宙局オペレータは、合計で 97 億 USD の早期移転奨励金を受け取ることができる。フェーズⅠでの支払いを受ける資格を得るには、2021 年 12 月 5 日までに、46 の PEA において、3.7-3.8GHz（100MHz 幅）から移行しなければならない。フェーズⅡの支払いを受ける資格を得るには、2023 年 12 月 5 日までに、3.8-3.98GHz（180MHz 幅）が移行しなければならない。これらの早期移転奨励金や合理的な移転費用は、新たな免許人が責任を負う。

フェーズⅠを満たすには、宇宙局オペレータは、既存業務をリパックし、米国全土で既存の地球局を C バンドの上部 380MHz 幅（3820-4200MHz）に再編しなければならない。また、2021 年 12 月 5 日までに、上位 50 の PEA のうち 46 地域に関連する既存地球局への 3700-3820MHz 帯からの信号をブロックするためにバンドパスフィルタを提供しなければならない。フェーズⅡを満たすには、宇宙局オペレータは、既存業務をリパックし、関連する既存の地球局を隣接する米国全体の C バンド上部 200MHz 幅（4.0-4.2GHz）に再編し、2023 年 12 月 5 日までに、米国内すべての関連する既存地球局への 3700-4000MHz 帯からの信号をブロックするためにバンドパスフィルタを提供しなければならない。

FCC は、これらのプロセスを管理し、かつ、既存免許人への移転基金を監督するために、移転支払クリアリングハウス（Relocation Payment Clearinghouse）を設置する。また、FCC は、宇宙局オペレータからコンテンツを受信する既存の地球局を移転させるために、移転コーディネータ（Relocation Coordinator）を設置し、移転中及び移転後のサービスが中断されないことを保証する。

更に、FCC は、柔軟な使用権を持つ新たな免許人のためのサービス及び技術規則や、既存の固定マイクロ波サービス免許人が、2023 年 12 月 5 日までに、P2P リンクを他の帯域へ移転するための規則案を採択した。

C バンドオークション（オークション番号 107）は 2020 年 12 月 8 日に開始され、2021 年 1 月 15 日に終了した。オークションで提供された免許 5,684 件すべてが落札され、落札総額は 809 億 1,683 万 2,754USD となった。特定の周波数ブロックの割当てを希望する落札者のみが参加する割当オークションは、同年 2 月 8 日から 17 日まで実施された。最終的な落札総額は 811 億 6,867 万 7,645USD となり、これまでの最高額であった 2014 年の AWS-3 オークション落札総額（448 億 9,945 万 1,600USD）を大幅に上回った。

なお、C バンドの利用に当たっては、空港周辺での 5G の電波が、航空機に搭載されている電波高度計に、干渉を与えているとの懸念が示されていた。電波高度計は 4.2-4.4 GHz 帯で運用され、フィルタを挿入することで干渉回避する措置がとられていたが、連邦航空局（FAA）は 2022 年 6 月、当該改修期限を 1 年延

長することで、AT&T 及びベライゾンと合意した。主な民間航空会社がフィルタ挿入やその他機能強化を行う期限は 2023 年 7 月までに延長された。FAA は、通信業界と航空業界と協力して、電波高度計の改修ペースを追跡すると同時に、主な空港周辺での C バンドの 5G 利用を緩和していく方針であった。2023 年 9 月末時点では、米国の航空会社全体が機材を改修することによって C バンドの干渉リスクを軽減するとしている。

（５）3.45GHz 帯オークション

FCC は 2021 年 6 月、3.45GHz 帯周波数オークションの開始を 10 月 5 日とする入札手続を定める規則を発表した。同オークションでは、PEA ベースの 15 年間の地域免許として、10MHz 幅の柔軟な使用免許 4,060 件が対象となる。入札手続は、クロックフェーズと割当フェーズの 2 段階からなり、クロックフェーズでは汎用ブロックに対して入札を行い、割当フェーズでは汎用ブロックの割当場所に対して入札する。免許期間は 15 年間で更新可能とされ、免許取得者は最大四つの 10MHz 幅ブロックを保有することが認められる。指定事業体の認定を受けた事業者に与えられる入札クレジットの割引上限は、小規模事業者が 2,500 万 USD、ルーラル地域事業者が 1,000 万 USD である。また、各 PEA における人口 1 人当たり 1MHz 当たり（MHz/POP）の最低入札価格は、PEA 1～50 が 0.03USD、PEA 51～100 が 0.006USD、その他は 0.003USD である。当該帯域は DOD がレーダー等の業務に干渉しない限り、周波数の共用または移転に合意しており、移転に要する費用の 110%に相当する 147 億 7,500 万 USD が最低落札価格として設定されている。

3.45-3.55GHz 帯オークション（オークション 110）は 2021 年 10 月 5 日に開始され、移動体通信大手 3 社、ディッシュネットワーク、US セルラー（UScellular）を含む 33 社が参加し、クロックフェーズは第 151 ラウンドをもって 2021 年 11 月 16 日に終了した。落札された周波数免許は 4,041 件で、落札総額は 218 億 8,800 万 7,794USD と史上 3 番目に大きい金額となった。

（６）2.5GHz 帯オークション

FCC は 2022 年 3 月、5G サービス向けの 2.5GHz 帯（2496-2690MHz）オークションを同年 7 月 29 日に開始すると発表した。同オークションでは、郡単位の地域免許として、柔軟な使用が可能なオーバーレイ免許が 8,017 件提供され、2.5GHz 帯が割り当てられていないルーラル地域が主たる免許対象となっている。オーバーレイ免許とは、既存免許人（教育ブロードバンドサービス免許人）の免許エリアを保護することを条件に、当該免許の地理的領域内のどこでも操業できるもの。オークション対象は 3 ブロックで、帯域幅はチャネル 1 が 49.5MHz、チャネル 2 が 50.5MHz、チャネル 3 が 17.5MHz となっている。入札手続は「クロック 1」フォーマットと称される FCC が競り上げるクロックオークションが採

用され、入札ブロックの上限はない。免許期間は 10 年間で、免許更新期待性が適用される。パフォーマンス要件は、①モバイルまたはポイントツーマルチポイントサービスの場合、免許付与から 4 年以内に人口カバレッジ 50%、8 年以内に 80%、②固定のポイントツーポイントサービスの場合、免許付与から 4 年以内に免許エリア内で 5 万人当たり 1 リンク、8 年以内に 2 万 5,000 人当たり 1 リンクと規定され、満たせなかった場合には免許期間の 2 年間の短縮や免許の自動失効が適用される。指定事業体の認定を受けた事業者に与えられる入札クレジットの割引上限は、小規模事業者が 2,500 万 USD、ルーラル地域事業者が 1,000 万 USD である。各免許における人口 1 人当たり 1MHz 当たり（MHz/POP）の最低入札価格は 0.006USD で、チャネル 1 及び 2 は 50MHz、チャネル 3 は 16.5MHz として算定し、これらを合計した最低落札総額は 1 億 2,849 万 2,400USD に設定された。

2.5GHz 帯オークション（オークション 108）は 2022 年 7 月 29 日に開始され、AT&T、ベライゾン、T-モバイル US、US セルラーを含む 82 社が参加し、73 ラウンドをもって 2022 年 8 月 29 日に終了した。落札者は 63 社で、そのうちの 77%が入札クレジットの資格を得た小規模事業者であった。落札された免許数は 7,872 件で、落札総額は 4 億 2,778 万 9,670USD となった。入札クレジットが適用された割引額 865 万 6,409USD を差し引いたオークション収入総額は 4 億 1,913 万 3,261USD となった。最大の落札者は T-モバイル US で、落札免許数の 91%に相当する 7,156 件の免許を 3 億 432 万 5,290USD で落札、オークション収入総額の約 70%に相当する。T-モバイル US に次いで落札免許数が多かったのが北米カトリック教育プログラミング財団（North American Catholic Educational Programming Foundation：NACEPF）の 107 件（落札総額 1,769 万 USD）で、一方、ベライゾンは 12 件、AT&T はゼロ件であった。

（７）AWS-3 オークション

FCC は 2025 年 2 月、AWS-3（1695-1710MHz、1755-1780MHz、及び 2155-2180MHz）を 2026 年末までにオークションにかけるための規則制定告示を発表した。これは「2024 年電波安全技術革新法（Spectrum and Secure Technology and Innovation Act）」に基づいて実施される。オークション収入は、2019 年に成立した「安全で信頼できる通信ネットワーク法」に基づき実施される FCC のサプライチェーン補償プログラムを支援するもので、信頼性の低い華為技術または中興通訊の機器及びサービスを撤去・交換・廃棄するための費用を補償する。その後、FCC は 2025 年 7 月に、AWS-3 在庫オークション（オークション番号 113）としてオークション規則を採択した。

**５　周波数保有規制**

（１）2 次市場における周波数スクリーン制度

FCC は、周波数の 2 次取引や、企業結合等によって生じる無線局免許の移転にかかわる申請に対して、市場競争の促進、サービスの高度化、免許人の多様化、適切な周波数の利用といった幅広い観点から、公共の利益にかなうかどうかについて、個別案件ごとに審査を行う（ケースバイケースの審査）。

FCC はまず、競争への影響が懸念されるローカル市場を特定するために、「1 次審査（Initial Screen）」を実施する。1 次審査は、二つのパートで構成され、一つがハーフィンダール・ハーシュマン・インデックス（Herfindahl-Hirschman Index：HHI）に基づく審査（以下、HHI スクリーン）である。取引後に、HHI の指標が 2,800 以上となり、かつ 100 以上増加する市場、あるいは、HHI の指標にかかわらず 250 以上増加する市場を特定する。もう一つの審査は、周波数保有量に関する審査（以下、周波数スクリーン）で、取引後に、利用可能な周波数全体のうちの約 3 分の 1 以上を保有する市場を特定する。

HHI スクリーンによって特定された市場、周波数スクリーンによって特定された市場、双方のスクリーンによって特定された市場が重複している市場、あるいは、これらの市場が全米上位 100 市場以内にランクインしている市場が、市場の集中や周波数の集中の拡大の恐れがあるとして、詳細な競争分析の調査対象となる。また、取引によってもたらされる競争への影響が全国レベルに及ぶ場合には、地域市場に加えて、全国市場での審査が実施される。

（２）周波数スクリーンの対象となる総周波数量の見直し

FCC は、一部事業者による保有周波数の過度な集中を防ぐため、2014 年 5 月に周波数保有規制の見直しに関する決定を採択し、同年 6 月に公表した。周波数スクリーンの対象となる周波数量の合計を 645.5MHz とし、より詳細な調査の契機となるトリガーを 215MHz 以上（または利用可能な周波数のおよそ 3 分の 1 以上）の保有に設定したほか、10%以上のすべての支配的、非支配的持分は保有として帰属可能という整理を維持した（ただし、10%未満でも、事実上の支配に相当する場合は帰属可能）。

周波数の帯域や市場により異なる基準の適用は見送るが、今後 FCC が審査する個別の取引案件で提示される潜在的な競争阻害性の分析において、一定水準を超える 1GHz 以下周波数の更なる集積については、2 次市場取引審査における重点的な審査要件とした（申請者はより詳細な立証が必要）。

周波数保有に関する「1 次審査」で周波数スクリーンの対象となる帯域

〈6GHz 以下〉　　（2024 年 12 月時点）

| 周波数帯 | 対象となる帯域幅（MHz） |
|---|---|

| | |
|---|---|
| セルラー（850MHz） | 50 |
| SMR（800MHz、900MHz） | 14 |
| BPCS（1900MHz） | 130 |
| 700MHz | 70 |
| AWS-1（1.7/2.1GHz） | 90 |
| BRS（2.5GHz） | 67.5 |
| WCS（2.3GHz） | 20 |
| AWS-4（2GHz） | 40 |
| Hブロック（1900MHz） | 10 |
| AWS-3（1.7/2.1GHz） | 65 |
| EBS（2.5GHz） | 116.5 |
| 600MHz | 70 |
| 3.7-4.0GHz | 280 |
| 3.45-3.55GHz | 100 |
| 合計 | 1123（トリガーは、適正を有する利用可能な周波数のおよそ 3 分の 1 以上保有） |

〈ミリ波帯〉

| 周波数帯 | 対象となる帯域幅（MHz） |
|---|---|
| 24GHz | 700 |
| 28GHz | 850 |
| 37GHz高帯域 | 1000 |
| 39GHz | 1400 |
| 47GHz | 1000 |
| 合計 | 4950（トリガーは 1850MHz） |

出所：https://docs.fcc.gov/public/attachments/FCC-24-136A1.pdf

### ６　全国公共安全ブロードバンド網（NPSBN）

「2012 年中間層課税控除及び雇用創出法」に基づき、NTIA の配下に創設された FirstNet が、700MHz 帯の免許の割当てを受け、第 1 応答者及びその他公共安全機関が使用する、管轄区域を超えた相互運用可能な単一の全国公共安全ブロードバンド網（Nationwide Public Safety Broadband Network：NPSBN）を、LTE 技術に基づいて構築する責務を負っている。

FirstNet は 2017 年 3 月、第 1 応答者専用の NPSBN の構築で、AT&T を請負事業者として選定し、65 億 USD で契約することを発表した。NPSBN は、全米 50 州と五つの領土及びコロンビア特別区における数百万以上の公共安全ユーザに特化した高速ネットワークで、既存の第 1 応答者の通信網を近代化し、現在の無線ネットワークでは利用できないような特殊な機能を提供する。また、災害対応・復旧や大型イベント等での安全確保において、警察、消防、救急医療サービス（Emergency Medical Services：EMS）等に対して、管轄区域を超えたシームレスな通信能力を提供する。

AT&T は FirstNet との官民インフラ投資契約によって、向こう 2 年間で 1 万人以上の雇用を生むとし、2017 年後半からネットワーク整備を開始している。FirstNet と AT&T との間の契約は 25 年間に及ぶもので、以下の内容を含む。

・FirstNet が 700MHz 帯の 20MHz 幅（バンド 14：758-768/788-798MHz）の高価値の電波を付与し、ネットワーク構築に必要な向こう 5 年間の設備投資費用として 65 億 USD を再投資する。

・AT&T はネットワークの構築・展開・運用・維持管理に、25 年間で 400 億 USD を投じ、公共安全ユーザのために安定したカバレッジを保証する。

・AT&T は FirstNet ユーザに対して、同社の通信ネットワーク資産（1,800 億 USD の価値に相当）への接続を可能とする。

2025 年 9 月末時点で、3 万 600 以上の公共安全機関が FirstNet に参加し、契約数は 780 万件以上に達している。また、FirstNet の人口カバレッジは 99%以上で、国土カバレッジは 76.6%（299 万平方マイル）に達している。FirstNet では 5G が利用可能であるが、2025 年 10 月に全国的に 5G SA にアップグレードされた商用網は FirstNet には適用されていない。FirstNet の衛星接続については、2025 年 5 月の FCC 承認により接続試験が開始される。AST SpaceMobile は AT&T と協力して、バンド 14 を使用したセルラーとの衛星直接通信の試験を行う許可を取得した。これにより FirstNet の一部の公共安全機関が 2025 年後半に衛星との直接通信の試験を実施する予定である。

**7　電波監視体制**

FCC の執行局が電波監視を所掌。電波監視は、執行局の周波数執行部門が 15 か所の事務所（3 か所の地域事務所（Regional Office）と 12 か所の地方事務所（Field Office））と協力して実施している。違法局探査は、FCC の地方事務所が主体的に行う。機器の押収については FCC 職員だけの権限で行えるが、家宅捜索及び容疑者の拘束については、警察等他の法執行機関の協力を得て実施される。近隣に地域事務所がない地域で重大な干渉問題が発生した際には、メリーランド州コロンビア、及びコロラド州デンバーに常駐する精鋭部隊（Tiger Team）が 24 時間以内に出動し混信解決に当たる。

## ８　電波利用料制度

FCC は、その規制活動に関する事務経費を賄うことを目的に、行政手数料を無線局、放送局及び有線系電気通信事業者から徴収する。FCC が賦課する行政手数料は、行政経費の回収を目的に電波利用者以外も対象としており、電波の経済的価値を反映した電波利用料とは異なる。

「1993 年包括財政調整法（Public Law 103-66）」第Ⅵ編「通信に関する免許及び周波数配分の改善」によって、「1934 年通信法」に行政手数料（Regulatory Fees）に関する第 9 条が追加され、FCC が事務経費回収のために行政手数料を徴収することが定められた。また、それ以前の電波利用料（Charge）を規定していた第 8 条は申請手数料（Application Fees）と改名された。2024 年度は、議会承認額に基づき、行政手数料総額として 3 億 9,000 万 USD を、申請手数料総額として 2,000 万 USD を徴収した。

連邦政府各機関による周波数利用の対価については、NTIA による認可が必要な周波数の利用に関して、周波数の管理、解析及び運用等にかかわる費用の回収のために連邦政府各部局から徴収される。本制度の背景となったのは、1990 年代に大きな政治問題となった米国の財政危機に対して打ち出された、行政経費はユーザから回収するという方針である。NTIA による利用料額の決定は、単純に議会が承認する額を認可無線局数で割った数値となる。開始時（1996 年）には 1 局 25USD であったが、2012 年度には 122USD となり、47 省庁の支払総額は約 3,000 万 USD となった。なお、2024 年度の周波数使用料（spectrum fees）の徴収総額は 3,800 万 USD となった。

## ９　電波の安全性に関する基準

実効輻射電力（Effective Radiated Power：ERP）100 ワット以上の実験施設や移動無線用アンテナ等、FCC 規則 1.1307 で規定される諸設備については、免許申請・変更時に電波環境アセスメント（Environmental Assessment：EA）の審査を受けなければならない。電磁環境の規制値は、米国規格協会（American National Standards Institute：ANSI）と米国電気電子学会（Institute of Electrical and Electronics Engineers：IEEE）、国際非電離放射線防護委員会（International Commission on Non-Ionizing Radiation Protection：ICNIRP）、米国放射線防護測定審議会（National Council of Radiation Protection and Measurements：NCRP）により規定されているものを基準として、FCC 規則 1.1310 で規定されている。

FCC 規則 2.1091 及び 2.1093 では移動及び携帯端末機器に対する規制を行っている。身体から 20cm 以内の距離で使用される機器では、上述の FCC 規則 1.1310 の基準に従うと同時に、比吸収率（Specific Absorption Rate：SAR）として、一般公衆の場合に、全体 0.08W/kg、局所 1.6W/kg（手、手首等の部位では 4W/kg）

と規制値が決められている。これらの基準値は ANSI/IEEE C95.1-1992 及び NCRP の規定する値に準じている。

## Ⅲ　周波数分配状況

米国における無線通信周波数は、9kHz から 275GHz までの帯域に割り当てられている。そのうち 225MHz から 1000MHz までの低帯域について、独占的に割り当てられている割合は連邦政府機関が 26.84%、非連邦政府機関が 59.61%で、連邦政府と非連邦政府が共に 1 次業務として共用している割合が 13.55%となっている。

・周波数分配表（2025 年 3 月 31 日改訂版）（FCC 規則第 2.106 条）: https://www.fcc.gov/sites/default/files/fcctable.pdf